

東通村公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月
令和 4 年 3 月改訂

青森県東通村

目 次

1	計画策定の背景と目的	1
2	村の概要	2
3	計画の位置付け	2
4	計画期間	2
5	計画の対象とする公共施設等	3
6	公共施設等の現状	4
6.1	人口	4
6.1.1	人口および世帯数の推移	4
6.1.2	将来人口動向	5
6.2	財政状況	6
6.2.1	歳入	6
6.2.2	歳出	7
6.2.3	投資的経費	8
6.3	公共施設等の状況	9
6.3.1	公共施設（建築物）	9
6.3.2	インフラ資産	12
6.3.3	有形固定資産減価償却率の推移	16
7	将来の更新費用の推計	17
7.1	公共施設とインフラ資産の各更新費用の推計	17
7.2	公共施設等全体の更新費用	22
7.3	長寿命化対策による公共施設等の更新費用の推計	23
8	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	24
8.1	全庁的な取組体制の構築および情報管理と共有方策	24
8.2	現状や課題に関する基本認識	24
8.3	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	24
8.3.1	点検・診断等の実施方針	25
8.3.2	維持管理・更新等の実施方針	25
8.3.3	安全確保の実施方針	25
8.3.4	耐震化の実施方針	25
8.3.5	長寿命化の実施方針	25
8.3.6	ユニバーサルデザイン化の推進方針	25
8.3.7	統合や廃止の推進方針	25
8.3.8	総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	26

9 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	27
9.1 住民文化系施設.....	27
9.2 スポーツ・レクリエーション系施設.....	27
9.3 産業系施設.....	28
9.4 学校教育系施設.....	28
9.5 子育て支援施設.....	28
9.6 保健・福祉施設.....	28
9.7 医療施設	29
9.8 行政系施設.....	29
9.9 公営住宅	29
9.10 供給処理施設	29
9.11 その他施設.....	29
9.12 道路、橋梁.....	30
9.13 上水道、下水道.....	30
10 計画の推進に向けて	31
10.1 PDCAサイクルの推進方針.....	31
10.2 情報発信	31
11 参考資料（更新費用算出に係る試算ソフトの主な仕様）	32
11.1 公共施設の単価.....	32
11.2 道路の単価	33
11.3 橋梁の単価	33
11.4 上水道の単価	33
11.5 下水道の単価	34
11.6 更新費用試算除外の扱い	34

1 計画策定の背景と目的

全国的に、高度経済成長期以降に集中的に整備された公共施設等が、今後一斉に老朽化が進み、大量に更新時期を迎えることが大きな課題となっています。更新時期が集中することにより財政を圧迫することが懸念されており、国が示す「新しく造る」から「賢く使う」を基本認識として、従来の対症療法的な「事後対応型維持管理」から「予防保全型維持管理」に移行するとともに、投資可能な財源と必要な更新費用との乖離が課題となっています。

地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少や少子・高齢化等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想され、公共施設の規模や配置等のあり方を見直す必要に迫られています。

このような現況を踏まえ、国では平成 25 年 11 月に『インフラ長寿命化計画』が策定され、平成 26 年 4 月には、「公共施設等の現況及び将来の見通し」、並びに「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」を定めた『公共施設等総合管理計画』の策定が総務大臣より要請されました。

本村においては、村の状況や公共施設等を取り巻く現状・課題等を踏まえ、長期的な視点をもって公共施設等の計画的な管理による財政負担の軽減と平準化及び最適配置の実現を目的として、平成 29 年 3 月に「東通村公共施設等総合管理計画」（以下、「本計画」とする。）を策定したところです。

その後、国においては、公共施設等総合管理計画の策定要請から一定期間が経過したこと、また策定後に実施する点検・診断結果や個別施設計画の策定内容等を反映し、不断の見直しの実施により総合管理計画を順次充実させていくことが適当とする考えのもと、平成 30 年 2 月に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を改訂したことから、これを受けて、本村においても計画の一部を改訂し、公共施設等の適正管理の更なる推進に取り組むこととします。

2 村の概要

本村は、総面積が「295.27k㎡」、東は太平洋、北は津軽海峡に臨む青森県下北半島の北東部に位置し、西はむつ市、南は横浜町と六ヶ所村に隣接しています。天気の良い日には、津軽海峡を隔てて北海道南岸を見渡すことができます。

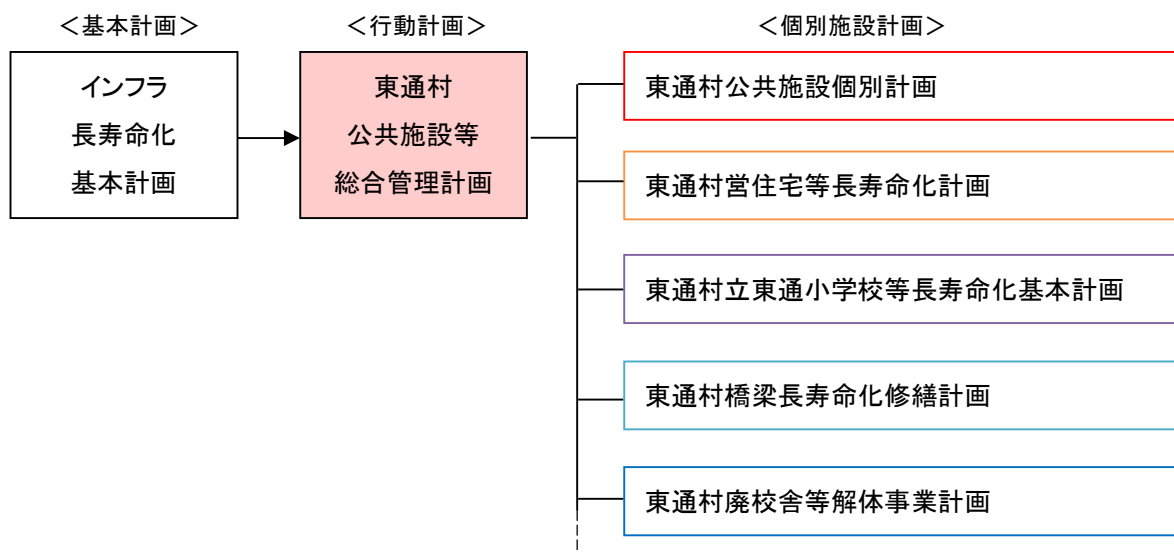
1889年（明治22年）4月1日、町村制の施行により、大利村、目名村、蒲野沢村、野牛村、岩屋村、尻屋村、尻労村、猿ヶ森村、小田野沢村、白糠村、砂子又村、田屋村の12村が合併して誕生した本村は、離島以外では極めて珍しい事例として、村役場が陸続きの隣接自治体である田名部町（現在のむつ市）に置かれ、1988年（昭和63年）に村100周年を記念して、村内の砂子又地区に移転しています。

村内には、「白亜の尻屋崎灯台」や「寒立馬（かんだちめ）」で有名な下北半島国立公園に指定されている本州最北東端の「尻屋崎」、猿ヶ森の「ヒバの埋没林」、天然記念物のヒメマリモが生息する「左京沼」など、自然豊かで観光資源が多くあります。また、ほぼ全域が防衛装備庁の下北試験場であるため、一般の立ち入りが禁止され知名度は高くありませんが、尻労から小田野沢までの太平洋沿岸に広がる総延長が約17kmの「猿ヶ森砂丘」（別名：下北砂丘）は、鳥取砂丘の約3倍の広さを誇り日本最大規模の砂丘です。砂丘には、大沼や左京沼など、大小20前後の砂丘湖が点在しています。

産業としては、広大な土地と好漁場の二つの海を活かした農業と漁業が主体で、畜産業においては「東通牛」のブランドで全国各地に出荷しています。

3 計画の位置付け

本計画は、国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」に基づく行動計画と位置付けます。また、各公共施設の具体的な対応方針等を定める「個別施設計画」の指針となる計画となります。



4 計画期間

本計画の計画期間は、個別施設毎の長寿命化計画に係る基本的な方針に関わるものでもあることから、2022年度（令和4年度）～2031年度（令和13年度）までの10年間とします。ただし、計画期間内であっても、必要に応じて適宜見直すものとします。

5 計画の対象とする公共施設等

本計画の対象は、本村が所有する建築物である「公共施設」と、道路、橋梁、上水道、下水道の「インフラ資産」とし、これらを合わせて「公共施設等」とします。

また、公共施設は施設所管課ごとの分類のほか、総務省が公開する「公共施設等更新費用試算ソフト」（以下、「更新費用試算ソフト」という。）の仕様書（平成28年版）における分類表に準拠し、大分類・中分類への分類を行います。

＜施設分類表＞

区分		大分類	中分類
公共施設等	公共施設 (建築物)	住民文化系施設	集会施設、文化施設
		社会教育系施設	図書館、博物館等
		スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設、レクリエーション施設・観光施設 等
		産業系施設	産業系施設
		学校教育系施設	学校、その他教育施設
		子育て支援施設	幼保・こども園、幼児・児童施設
		保健・福祉施設	高齢福祉施設、児童福祉施設 等
		医療施設	医療施設
		行政系施設	庁舎等、消防施設、その他行政系施設
		公営住宅	公営住宅
		公園	公園（管理棟、倉庫、便所など）
		供給処理施設	供給処理施設（ごみ処理場など）
	その他	その他（斎場、墓苑、公衆便所、職員住宅など）	
インフラ資産	道路、橋梁、上水道(浄水処理場、配水場等建築物含む)、下水道(下水道処理施設等建築物含む)		

6 公共施設等の現状

6.1 人口

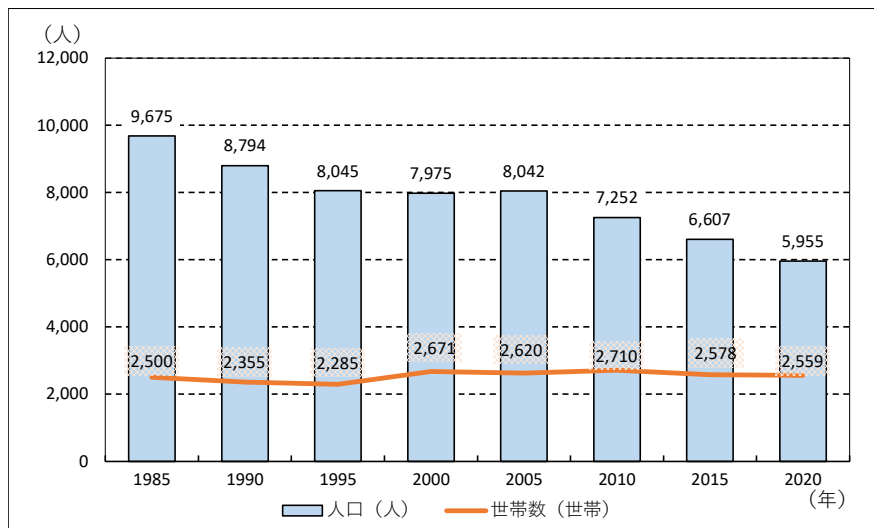
6.1.1 人口および世帯数の推移

5年ごとの国勢調査における本村の人口は、1960年（昭和35年）の「12,449人」をピークに減少に転じ、2020年（令和2年）には「5,955人」まで減少しています。

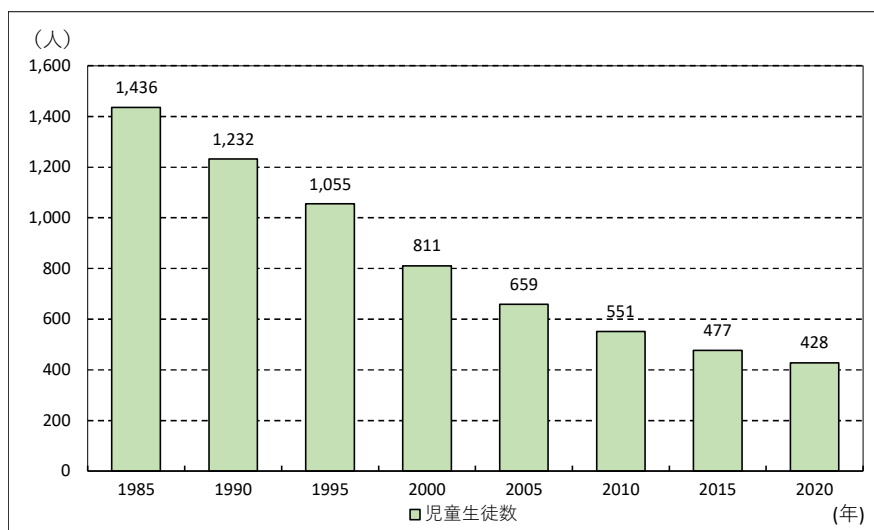
一方、国勢調査における世帯数は、長年増加傾向にありましたが、2010年（平成22年）の「2,710世帯」をピークに、近年は減少傾向となり、2020年（令和2年）には「2,559世帯」となっています。

また、学校基本調査による1985年（昭和60年）以降の統計による小・中学校の児童生徒数では、1985年（昭和60年）の「1,436人」を最大に減少が続き、2020年（令和2年）には「428人」まで減少しています。

<国勢調査における人口・世帯数の推移>



<学校基本調査における児童生徒数の推移>

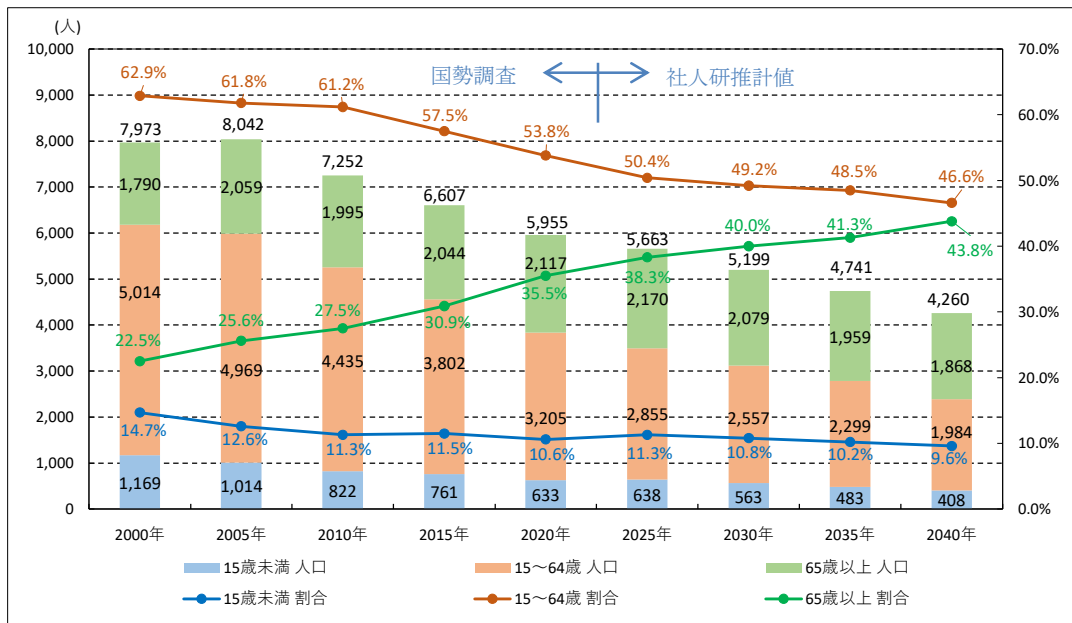


6.1.2 将来人口動向

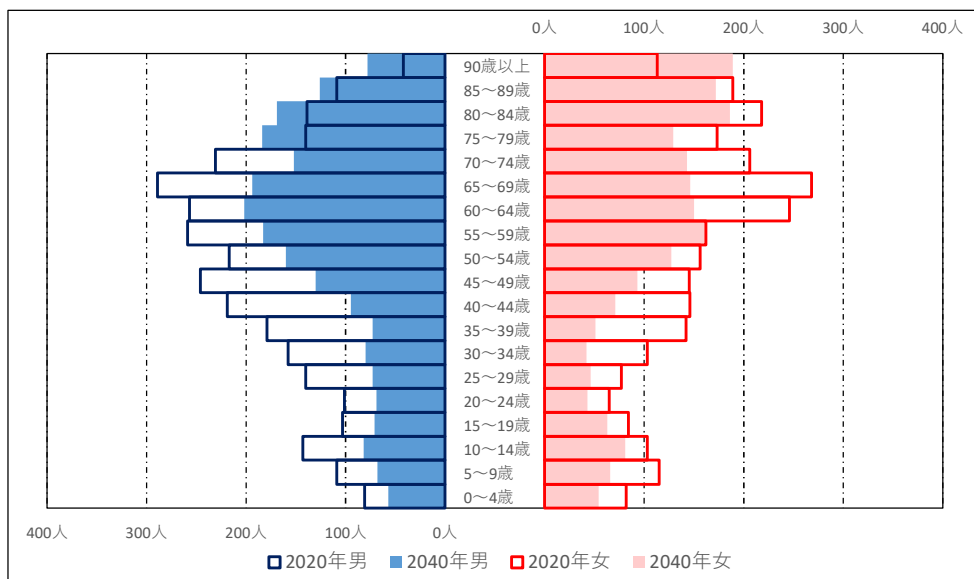
本村の人口は2005年（平成17年）以降減少が続いていますが、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）によると、今後も減少は続き2040年（令和22年）には4,200人程度になると推計されており、人口減少による村の活力の低下が危惧され、公共施設等全体の利用者も減少してくることが予想されます。

また、今後約20年で65歳以上の高齢者の割合がさらに増加する一方、年少人口及び生産年齢人口の割合は低下が続き、超高齢社会が進行すると推計されています。

<将来人口動向>



<人口ピラミッド>



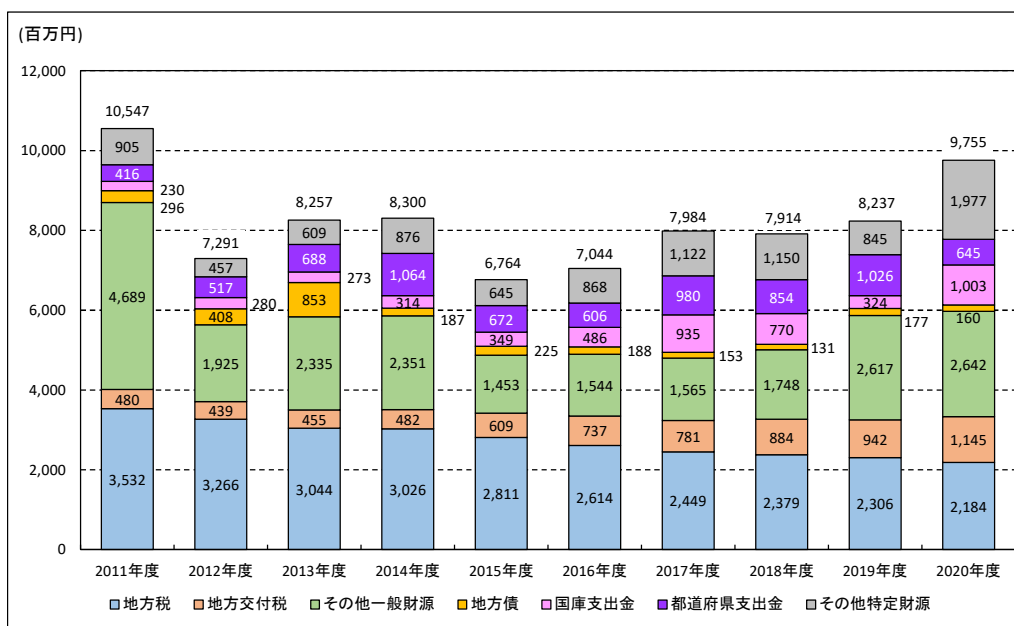
6.2 財政状況

6.2.1 歳入

歳入（普通会計）の過去10年の状況を見ると、東日本大震災後の原子力発電所の運転停止の影響を受け、2012年度（平成24年度）以降は概ね70～80億円前後で推移してきましたが、2020年度（令和2年度）は新型コロナウイルス感染症対策による補助費等の増加などで100億円近くの歳入となっています。

しかしながら、自主財源の中核をなす地方税は人口減少と比例して年々減少し、10年で約13億円減っている一方で、地方交付税、国庫支出金、都道府県支出金などの依存財源は、以前より増える傾向にあります。

＜歳入決算額の推移（普通会計決算）＞



＜歳入の状況（過去10年間）＞

（百万円）

区分\年度	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)
一般財源	8,701	5,630	5,834	5,859	4,873	4,895	4,795	5,010	5,864	5,970
地方税	3,532	3,266	3,044	3,026	2,811	2,614	2,449	2,379	2,306	2,184
地方交付税	480	439	455	482	609	737	781	884	942	1,145
その他一般財源	4,689	1,925	2,335	2,351	1,453	1,544	1,565	1,748	2,617	2,642
特定財源	1,846	1,662	2,423	2,442	1,891	2,149	3,189	2,904	2,372	3,785
地方債	296	408	853	187	225	188	153	131	177	160
国庫支出金	230	280	273	314	349	486	935	770	324	1,003
都道府県支出金	416	517	688	1,064	672	606	980	854	1,026	645
その他特定財源	905	457	609	876	645	868	1,122	1,150	845	1,977
歳入計	10,547	7,291	8,257	8,300	6,764	7,044	7,984	7,914	8,237	9,755

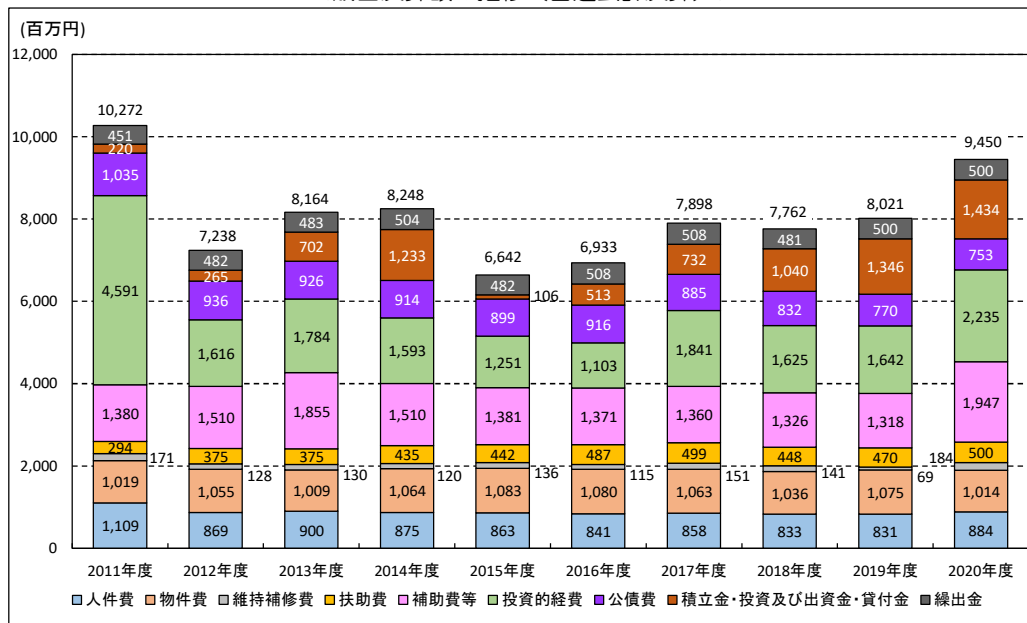
※単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

6.2.2 歳出

歳出（普通会計）の過去10年間の状況をみると、歳入と同様に東日本大震災後の2012年度（平成24年度）以降は概ね70～80億円前後で推移しており、2020年度（令和2年度）は新型コロナウイルス感染症対策による補助費等の増加などで95億円程度となっています。

特に縮減が難しい義務的経費（人件費＋扶助費＋公債費）については、20～30%の割合で推移しているものの、今後の高齢化の進行や村の財政状況によっては増大することも予想されます。また、これらに物件費や補助費等を含めた経常的に支出する経費の割合は高く、財政の柔軟性を欠いている状況です。

＜歳出決算額の推移（普通会計決算）＞



＜歳出の状況（過去10年間）＞

（百万円）

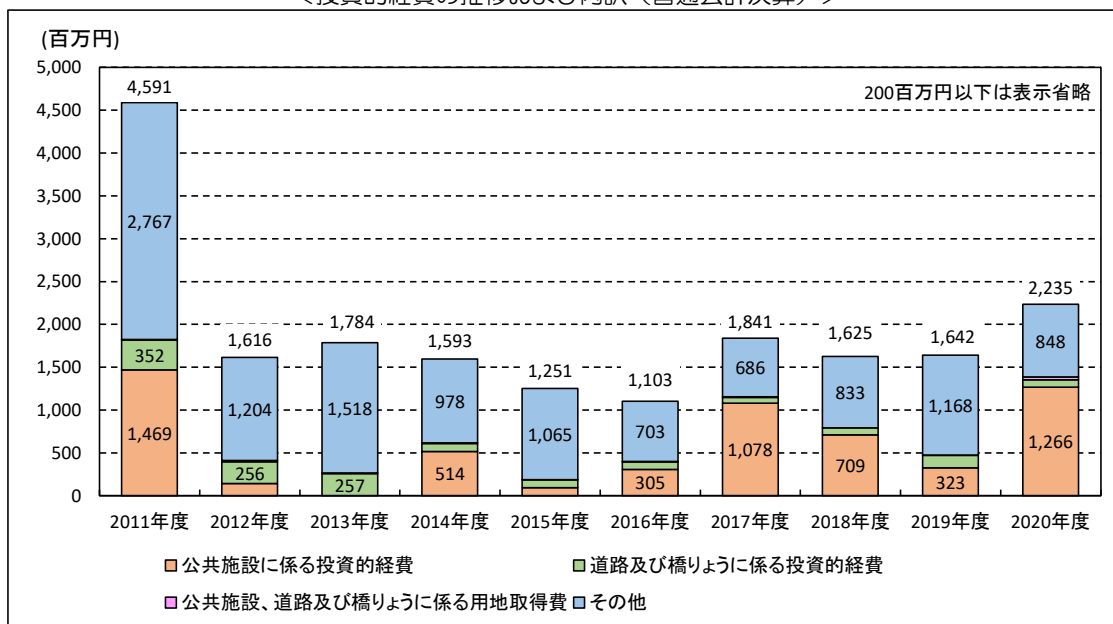
区分\年度	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)
人件費(※)	1,109	869	900	875	863	841	858	833	831	884
物件費	1,019	1,055	1,009	1,064	1,083	1,080	1,063	1,036	1,075	1,014
維持補修費	171	128	130	120	136	115	151	141	69	184
扶助費(※)	294	375	375	435	442	487	499	448	470	500
補助費等	1,380	1,510	1,855	1,510	1,381	1,371	1,360	1,326	1,318	1,947
投資的経費	4,591	1,616	1,784	1,593	1,251	1,103	1,841	1,625	1,642	2,235
公債費(※)	1,035	936	926	914	899	916	885	832	770	753
積立金、投資・ 出資金、貸付金	220	265	702	1,233	106	513	732	1,040	1,346	1,434
繰出金	451	482	483	504	482	508	508	481	500	500
歳出計	10,272	7,238	8,164	8,248	6,642	6,933	7,898	7,762	8,021	9,450
義務的経費(※)	2,439	2,181	2,201	2,224	2,204	2,244	2,241	2,113	2,071	2,137
割合	23.7%	30.1%	27.0%	27.0%	33.2%	32.4%	28.4%	27.2%	25.8%	22.6%

※義務的経費＝人件費＋扶助費＋公債費：法令等により支出が義務付けられている経費であり、増大すると財政の硬直化が生じることを示す。
※単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

6.2.3 投資的経費

投資的経費は、道路や公共施設等の社会資本の整備に要し、その効果が長期に渡るものとされます。過去10年間の状況をみると、東日本大震災の影響もあり長らく20億円以内で公共施設等への投資が抑えられてあったものの、ここ数年間は尻屋地区多目的集会施設や南地区製氷センターの新築整備などにより増加傾向を示しており、2020年度（令和2年度）は20億円以上が計上され、今後も公共施設等への支出は続くものと予想されます。

＜投資的経費の推移および内訳（普通会計決算）＞



＜投資的経費の推移（過去10年間）＞

（百万円）

内訳\年度	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)
公共施設に係る投資的経費	1,469	142	0	514	94	305	1,078	709	323	1,266
道路、橋梁に係る投資的経費	352	256	257	94	90	88	69	83	150	85
公共施設、道路、橋梁に係る用地取得費	3	14	8	7	2	6	7	0	1	35
その他投資的経費	2,767	1,204	1,518	978	1,065	703	686	833	1,168	848
投資的経費計	4,591	1,616	1,784	1,593	1,251	1,103	1,841	1,625	1,642	2,235

※単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

6.3 公共施設等の状況

6.3.1 公共施設（建築物）

本村が保有する公共施設（建築物）は、上下水道施設の建築物を含め 150 施設、251 棟、総延床面積 146,174.39 m²となっています。

所管課別及び大分類別にみると、小中学校など教育委員会が所管する学校教育系施設や、農林畜産課や水産課が所管する産業系施設が、棟数や延床面積において多くの割合を占めています。

＜公共施設の所管課別集計＞

所管課	施設数	割合(%)	棟数	割合(%)	延床面積(m ²)	割合(%)
総務課	24	16.0	27	10.8	17,757.84	12.1
原子力対策課	1	0.7	1	0.4	6,071.69	4.2
税務住民課	1	0.7	1	0.4	778.52	0.5
健康福祉課	9	6.0	18	7.2	12,895.93	8.8
建設課	2	1.3	2	0.8	41.89	0.0
建築住宅課	3	2.0	7	2.8	8,414.78	5.8
農林畜産課	13	8.6	70	27.8	17,993.62	12.4
水産課	9	6.0	13	5.2	5,265.85	3.6
商工観光課	4	2.7	4	1.6	685.55	0.5
上下水道課	18	12.0	18	7.2	2,527.60	1.7
教育委員会	66	44.0	90	35.8	73,741.12	50.4
合計	150	100.0	251	100.0	146,174.39	100.0

＜公共施設の大分類別集計＞

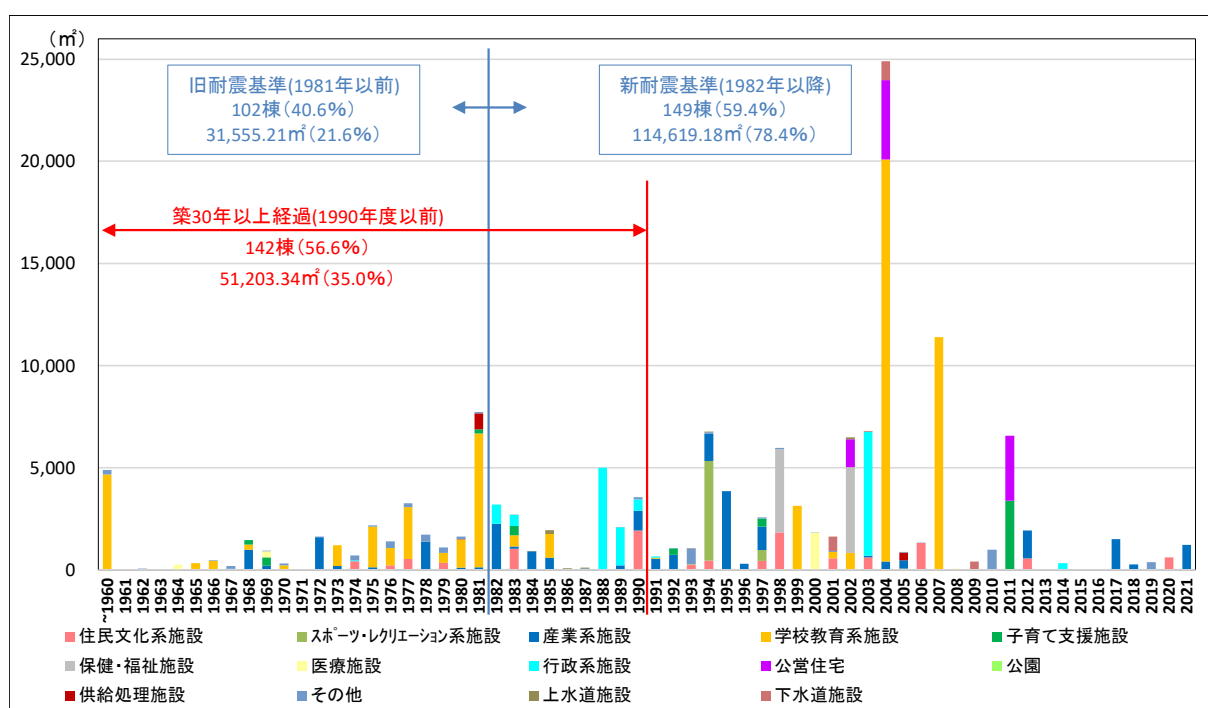
区分	大分類	施設種類	施設数	割合(%)	棟数	割合(%)	棟延床面積(m ²)	割合(%)
公共施設	住民文化系施設	多目的集会施設等	17	11.3	18	7.2	11,220.48	7.7
	社会教育系施設	なし	0	0.0	0	0.0	0.00	0.0
	スポーツ・レクリエーション系施設	東通村体育館等	3	2.0	3	1.2	5,470.21	3.7
	産業系施設	牧場、製氷貯氷施設等	16	10.7	77	30.6	23,098.54	15.8
	学校教育系施設	小学校、中学校等	18	12.0	39	15.5	57,887.80	39.6
	子育て支援施設	乳幼児センター等	8	5.3	10	4.0	5,390.42	3.7
	保健・福祉施設	介護老人保健施設等	2	1.3	2	0.8	8,271.14	5.7
	医療施設	診療所等	4	2.7	4	1.6	2,354.18	1.6
	行政系施設	役場、防災センター等	9	6.0	12	4.8	15,448.72	10.5
	公営住宅	ひとみの里団地等	3	2.0	7	2.8	8,414.78	5.8
	公園	なし	0	0.0	0	0.0	0.00	0.0
	供給処理施設	塵芥処理場	1	0.7	5	2.0	1,168.97	0.8
	その他	教員住宅、トイレ等	51	34.0	56	22.3	4,921.55	3.4
	計			132	88.0	233	92.8	143,646.79
インフラ資産	上水道施設	浄水場、ポンプ場等	13	8.7	13	5.2	469.00	0.3
	下水道施設	浄化センター等	5	3.3	5	2.0	2,058.60	1.4
	計		18	12.0	18	7.2	2,527.60	1.7
合計			150	100.0	251	100.0	146,174.39	100.0

【建築年度別延床面積】

公共建築物の建築年度別の延床面積をみると、一般的に大規模改修を行う目安とされる築30年以上（建築年度：1990年度以前）の建物は、142棟 51,203.34㎡となっており、全体面積の約35%を占めています。特に学校教育系施設、産業系施設、行政系施設が多く、今後老朽化が進行することで維持管理費や改修費等が増加していくことが懸念されます。

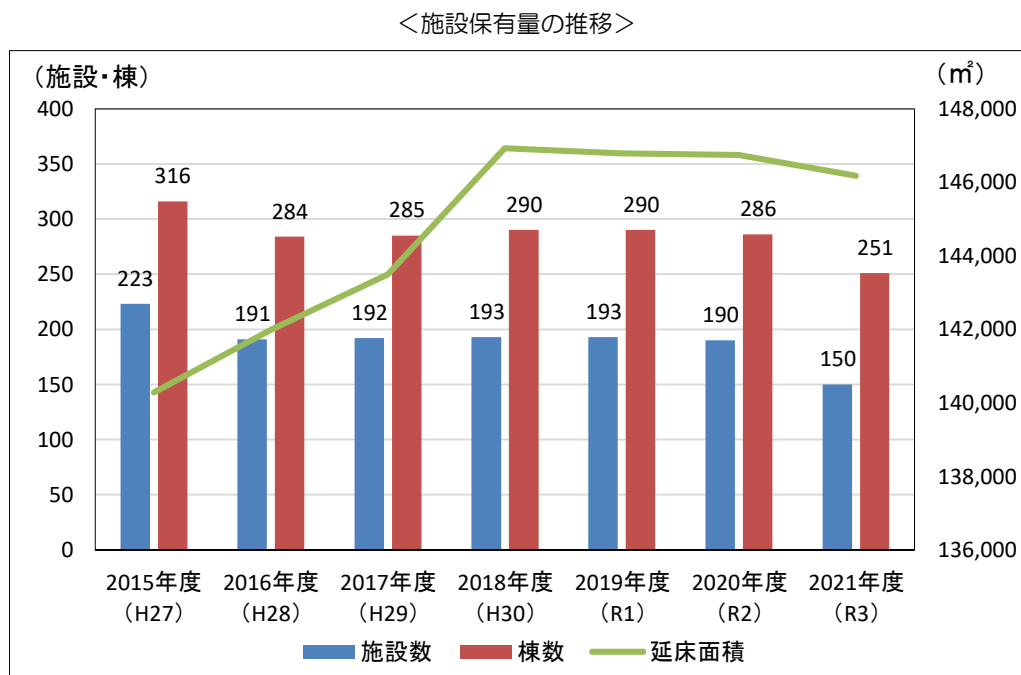
また耐震化の状況として、1981年以前の旧耐震基準の建物は、102棟 31,555.21㎡で全体面積の約22%を占めています。今後は耐震診断による耐震補強のほか、建替えや統廃合等を実施し、新耐震基準に適合した公共施設を整備していくことが必要です。

＜建築年度別延床面積（公共施設）＞



【施設保有量の推移】

本村の公共施設の保有量は、近年横ばいで推移してきましたが、令和3年5月に策定した「東通村廃校舎等解体事業計画」により、老朽化した旧小中学校や旧教員住宅などが解体・除却され、今後も計画の進捗によって保有量は減少する見込みです。



※2015年度は当初計画策定時。2016年度は除却済みの教員住宅等の数量・面積を反映。

【東通村におけるこれまでの公共施設等マネジメント】

本計画を策定した2016年度（平成28年度）以降の本村における公共施設等マネジメントにかかる主な事項は以下のとおりです。

◎北地区基幹集落センター 解体除却（老朽化）
 尻屋地区多目的集会施設「水神の郷」新築（建替え）

◎学校・教員住宅など 解体除却（老朽化）

◎橋梁 補修等工事（長寿命化）

◎各種個別施設計画の策定等
 「東通村公共施設個別計画」策定
 「東通村営住宅等長寿命化計画」改定
 「東通村廃校舎等解体事業計画」策定 など



6.3.2 インフラ資産

【道路】

本村が管理する道路は、今後も舗装の予定のない砂利道を除き、実延長 97,511m、道路部の面積は 829,546 ㎡となっており、60%以上は 1 級村道が占めています。

なお、本計画においては村以外が管理する道路（国道・県道）や農道等は、更新費用試算の対象としておりません。また、更新費用試算ソフトにおいて、道路は「舗装部分の更新（打換え）」を対象としていることから、現在および将来に亘って舗装する予定のない砂利道は試算対象外としています。

＜村道整備状況（令和 2 年度）＞

種 別	村管理道路（全路線）		砂利道（未改良）		更新費用試算対象道路（砂利道除く）	
	実延長（m）	道路部面積（㎡）	実延長（m）	道路部面積（㎡）	実延長（m）	道路部面積（㎡）
1 級村道	65,730	574,568	4,911	17,360	60,819	557,208
2 級村道	46,486	259,831	28,164	104,764	18,322	155,067
その他村道	29,957	158,829	11,587	41,558	18,370	117,271
村道 合計	142,173	993,228	44,662	163,682	97,511	829,546
自転車歩行者道	0	0	0	0	0	0

※道路現況調査の数値を採用。砂利道（未改良）の実延長と道路部面積は、未改良の延長と幅員から算出しています。

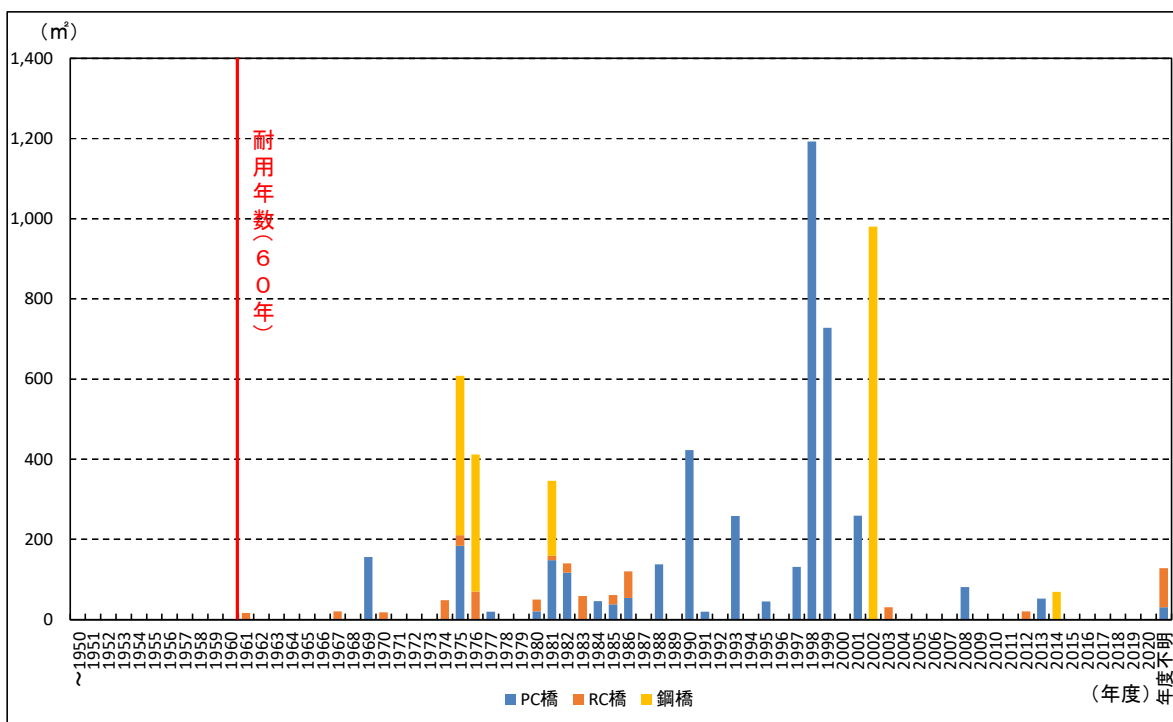
【橋梁】

本村が管理する橋梁は、55 橋、実延長 699m、面積 6,673 ㎡となっています。

最も古い橋梁は、1961 年（昭和 36 年度）に供用開始された 15m 未満の RC 橋で、その経過年数は 60 年となっています。更新費用試算ソフトによると、橋梁の耐用年数が 60 年と設定されており、更新の時期に到達している状況です。

	橋長 15m	本数	延長 (m)	面積 (㎡)	構造
1961	未満	1	5	16	RC
1967	未満	1	3	20	RC
1969	未満	3	26	156	PC
1970	未満	1	3	18	RC
1974	未満	1	6	48	RC
1975	以上	2	63	462	鋼・PC
	未満	4	24	146	PC・RC
1976	以上	1	43	342	鋼
	未満	2	16	70	RC
1977	未満	1	2	19	PC
1980	未満	2	4	39	PC
1981	以上	2	40	270	PC・鋼
	未満	2	11	76	PC・RC
1982	未満	4	18	140	PC・RC
1983	未満	1	5	59	RC
1984	未満	1	5	46	PC
1985	未満	2	7	61	PC・RC
1986	未満	2	18	120	PC・RC
1988	未満	2	16	137	PC
1990	以上	1	46	423	PC
1991	未満	1	3	19	PC
1993	以上	1	28	258	PC
1995	未満	1	5	45	PC
1997	以上	1	16	131	PC
1998	以上	2	68	1,193	PC
1999	以上	1	46	728	PC
2001	以上	1	22	200	PC
	未満	1	6	59	PC
2002	以上	2	107	980	鋼
2003	未満	1	3	31	RC
2008	未満	1	7	81	PC
2012	未満	1	2	20	RC
2014	未満	2	15	121	鋼・PC
不明	未満	3	10	128	RC・PC
合計		55	699	6,673	

< 構造別年度別整備面積（橋梁） >



【上水道】

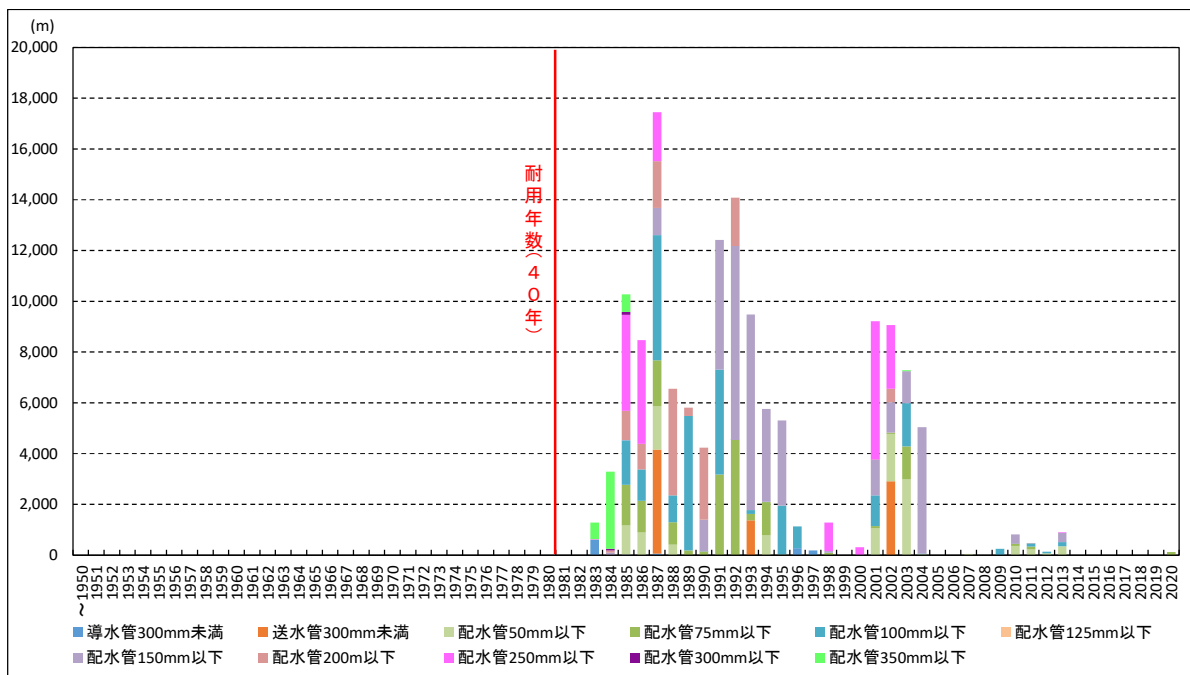
本村の水道管は、導水管 1,135m、送水管 8,367m、配水管 131,101m となっており、耐震管の整備率は 19.6%となっています。また、建築物（プラント）としては配水池やポンプ場などが整備され、2020 年度（令和 2 年度）時点の普及率は 99.8%となっています。

更新費用試算ソフトによると、管の耐用年数は 40 年と設定されており、今後数年の間に多くの管が耐用年数を迎えることから、更新費用の負担が増えることが見込まれます。

＜上水道管整備状況（令和 2 年度）＞

管種	管径	延長 (m)	計 (m)
導水管	300 mm未満	1,135	1,135
送水管	300 mm未満	8,367	8,367
配水管	50 mm以下	11,951	131,101
	75 mm以下	17,005	
	100 mm以下	24,860	
	125 mm以下	0	
	150 mm以下	39,539	
	200 mm以下	13,910	
	250 mm以下	19,237	
	300 mm以下	173	
	350 mm以下	4,426	

＜管径別年度別整備延長（上水道）＞



【下水道】

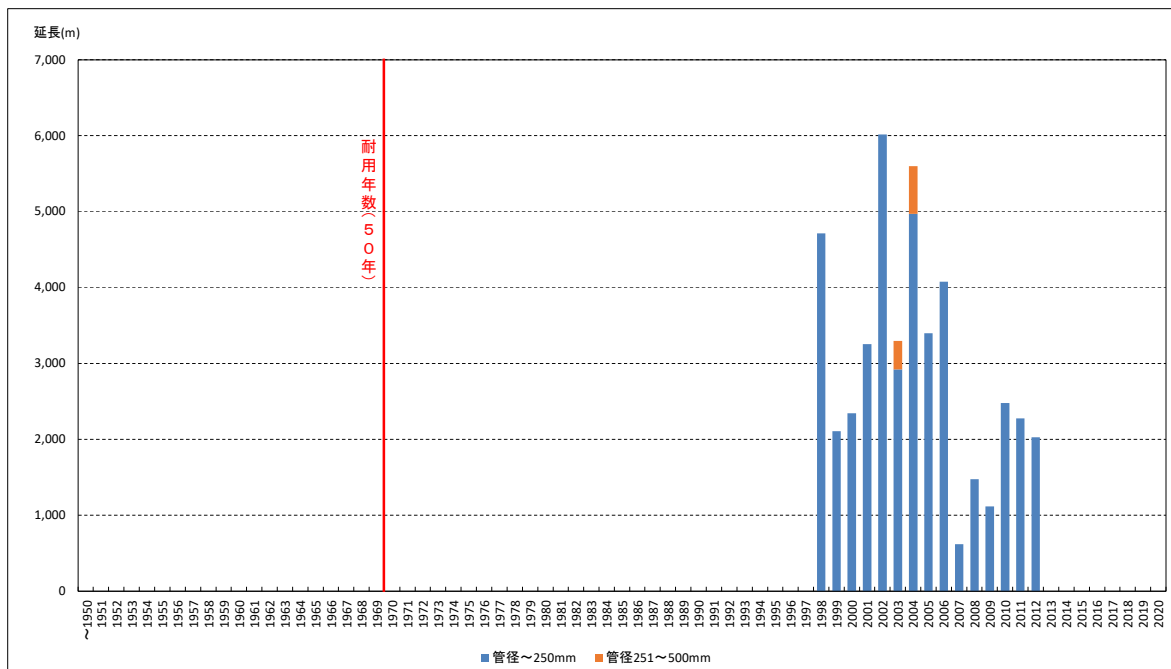
本村の下水道は、砂子又、桑原、里地区で特定環境公共下水道事業が認可され、2002年度（平成14年度）から供用開始しています。また、尻屋、老部、白糠、小田野沢地区では漁業集落排水下水道が認可され、2001年度（平成13年度）から供用開始しています。下水道管の総延長44,798mはすべて塩ビ管が敷設され、2020年度（令和2年度）時点の普及率は53.7%、接続率84.9%となっています。

更新費用ソフトによると、下水道管の耐用年数は50年と設定されており、最も早く敷設された1998年度（平成10年度）から見ても、耐用年数満了を迎えるのは2048年度（令和30年度）です。一方、建築物（プラント）の耐用年数は60年と設定されており、最も古い敷設は1983年度（昭和58年度）に建設のため、耐用年数満了を迎えるのは2043年度（令和25年度）となっています。

＜下水道管整備状況（令和2年度）＞

管種	延長 (m)	管径	延長 (m)
塩ビ管	44,798	250 mm以下	43,795
合計	44,798	251～500 mm	1,003
		合計	44,798

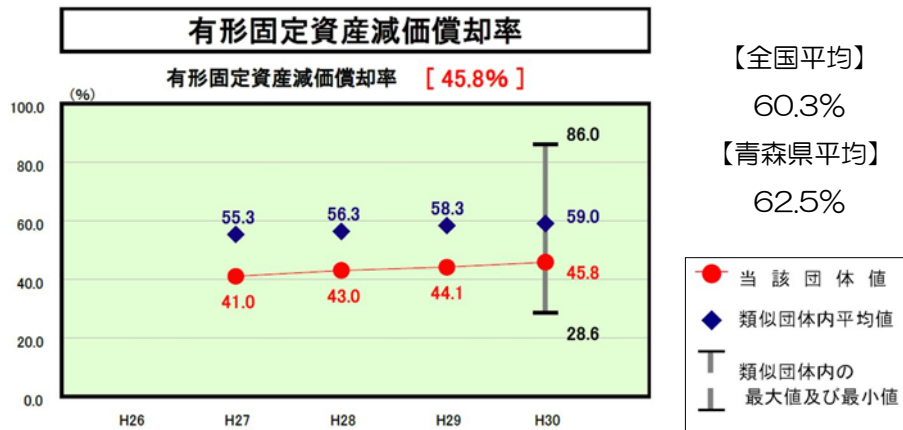
＜管径別年度別整備延長（下水道）＞



6.3.3 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合（減価償却累計額÷取得価格）であり、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができ、比率が高いほど耐用年数に近い資産が多いことを示します。

本村では平成 30 年度において 45.8%となっており、村内各地にあった診療所や小学校、中学校を統合など施設の集約化を行っていることから、類似団体および青森県平均よりは低くなっています。



平成 30 年度財政状況資料より（東通村資料）

7 将来の更新費用の推計

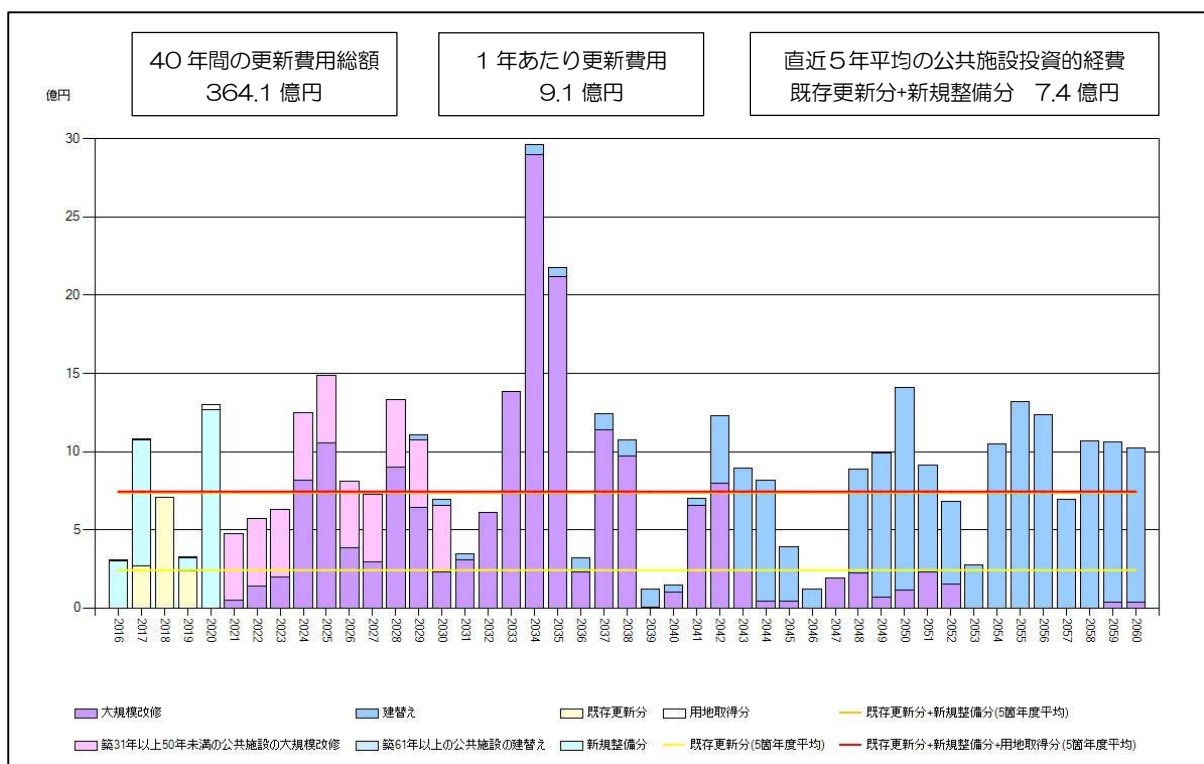
7.1 公共施設とインフラ資産の各更新費用の推計

【公共施設（建築物）】

仮に現状の施設数や施設規模を変えずに公共施設を維持した場合、建替えや大規模改修にかかる更新費用を推計した結果、今後40年間に渡る更新費用は「364.1億円」、1年当たりの更新費用は「9.1億円」となります。

なお、更新費用の試算にあたっては、総務省が公開する更新費用試算ソフトにおける条件や設定単価等（初期設定値）により算出し、老朽化や利用状況、施設機能等により今後更新をしない予定の施設は、試算対象外としています。（条件等は「11 参考資料」を参照）

＜将来の更新費用の推計（公共施設）＞



<試算対象外施設一覧表>

所管課	大分類	建物名	所在地	建築年度	構造	延床面積(m ²)
健康福祉課	医療施設	旧岩屋診療所	岩屋字往来150-1	1964	木造	129.93
健康福祉課	医療施設	旧尻労診療所	尻労字小倉11-5	1964	木造	128.93
健康福祉課	供給処理施設	塵芥処理場看視舎	野牛字稲崎平8-2	1980	S造	10.50
健康福祉課	供給処理施設	塵芥処理場(焼却炉)	野牛字稲崎平8-2	1981	S造	571.33
健康福祉課	供給処理施設	塵芥処理場(管理棟)	野牛字稲崎平8-2	1981	S造	122.14
健康福祉課	供給処理施設	塵芥処理場(車庫)	野牛字稲崎平8-2	1981	S造	90.00
健康福祉課	供給処理施設	塵芥処理場(テントハウス)	野牛字稲崎平8-2	2005	S造	375.00
農林畜産課	産業系施設	繁殖牛育成センター/看視舎	猿ヶ森字下田代	1968	木造	46.28
農林畜産課	産業系施設	繁殖牛育成センター/避難舎	猿ヶ森字下田代	1968	木造	198.34
農林畜産課	産業系施設	繁殖牛育成センター/畜舎	猿ヶ森字下田代	1968	木造	504.50
農林畜産課	産業系施設	繁殖牛育成センター/農具舎	田屋字古家、白平の内	1967	木造	68.04
農林畜産課	産業系施設	繁殖牛育成センター/避難舎	田屋字古家、白平の内	1968	木造	198.34
農林畜産課	産業系施設	繁殖センター/避難舎	野牛字野牛第二国有林地内	1969	木造	194.90
農林畜産課	産業系施設	繁殖センター/家畜避難舎①	野牛字野牛第二国有林地内	1972	木造	92.80
農林畜産課	産業系施設	繁殖センター/家畜避難舎②	野牛字野牛第二国有林地内	1972	木造	605.84
農林畜産課	産業系施設	繁殖センター/看視舎①	野牛字野牛第二国有林地内	1972	木造	96.39
農林畜産課	産業系施設	繁殖センター/看視舎②	野牛字野牛第二国有林地内	1972	木造	82.62
農林畜産課	産業系施設	繁殖センター/農具庫	野牛字野牛第二国有林地内	1972	木造	204.00
農林畜産課	産業系施設	繁殖センター/畜舎①	野牛字野牛第二国有林地内	1972	木造	346.00
農林畜産課	産業系施設	繁殖センター/バンカーサイロ①	野牛字野牛第二国有林地内	1972	SC造	83.70
農林畜産課	産業系施設	繁殖センター/バンカーサイロ②	野牛字野牛第二国有林地内	1972	SC造	83.70
農林畜産課	産業系施設	繁殖センター/農具庫	野牛字野牛第二国有林地内	1973	S造	73.00
農林畜産課	産業系施設	繁殖センター/燃料庫	野牛字野牛第二国有林地内	1973	S造	21.84
農林畜産課	産業系施設	繁殖センター/車庫	野牛字野牛第二国有林地内	1973	S造	96.00
農林畜産課	産業系施設	繁殖センター/看視舎	野牛字野牛第二国有林地内	1968	木造	46.22
農林畜産課	産業系施設	繁殖センター/農具舎	野牛字野牛第二国有林地内	1975	木造	132.00
農林畜産課	産業系施設	村営第1牧場/農機具格納庫	野牛字トクサ沢11	1981	S造	126.42
農林畜産課	産業系施設	村営第1牧場/看視舎③	野牛字トクサ沢11	1980	木造	107.04
農林畜産課	産業系施設	村営第1牧場/畜舎②	野牛字トクサ沢11	1990	木造	737.28
農林畜産課	産業系施設	村営第1牧場/畜舎③	野牛字トクサ沢11	1991	木造	223.42
農林畜産課	産業系施設	村営第1牧場/家畜保護施設(肥牛舎)	野牛字トクサ沢11	1995	木造	997.96
農林畜産課	産業系施設	村営第1牧場/家畜保護施設(病牛舎)	野牛字トクサ沢11	1995	木造	97.18
農林畜産課	産業系施設	村営第1牧場/事故牛舎	野牛字トクサ沢11	1978	木造	74.00
農林畜産課	産業系施設	村営第1牧場/牛衝場	野牛字トクサ沢11	1978	木造	10.35
農林畜産課	産業系施設	村営第1牧場/堆肥盤施設	野牛字トクサ沢11	1978	S造	360.00
農林畜産課	産業系施設	村営第1牧場/飼料庫	野牛字トクサ沢11	1978	S造	165.00
農林畜産課	産業系施設	村営第1牧場/牛舎	野牛字トクサ沢11	1978	S造	774.00
農林畜産課	産業系施設	村営上田屋牧場/家畜保護舎	田屋字田屋国有林イ小班内	1987	S造	71.40
農林畜産課	その他	村営第2牧場公衆トイレ	野牛字野牛川62-12	1989	RC造	9.72
水産課	産業系施設	旧東通村製氷貯水施設	白糠字浜通139	1989	S造	222.20
水産課	産業系施設	旧あわび中間育成施設	小田野沢字浜通77	1985	S造	599.61
教育委員会	学校教育系施設	旧大利小学校(校舎)	大利字浜道7	1944	木造	1,102.23
教育委員会	学校教育系施設	旧大利小学校(体育館)	大利字浜道7	1944	木造	198.00
教育委員会	学校教育系施設	旧大利小中学校物置小屋	大利字浜道7	1991	木造	39.60
教育委員会	学校教育系施設	旧石持小学校(校舎)	蒲野沢字石持24、25	1951	木造	1,135.00
教育委員会	学校教育系施設	旧石持小学校(体育館)	蒲野沢字石持24、25	1951	木造	301.00
教育委員会	学校教育系施設	旧鹿橋小学校(校舎①)	蒲野沢字小川42	1973	S造	968.00
教育委員会	学校教育系施設	旧鹿橋小学校(給食室)	蒲野沢字小川42	1973	S造	49.60
教育委員会	学校教育系施設	旧鹿橋小学校(校舎②)	蒲野沢字石持道44-2	2001	S造	319.00
教育委員会	学校教育系施設	旧蒲野沢小学校(校舎)	蒲野沢字蒲野沢山2-2外	1975	木造	819.75
教育委員会	学校教育系施設	旧蒲野沢小学校(体育館)	蒲野沢字蒲野沢山2-2外	1965	木造	330.00
教育委員会	学校教育系施設	旧入口小学校(校舎)	野牛字釜ノ平1	1981	RC造	1,893.00
教育委員会	学校教育系施設	旧入口小学校(体育館)	野牛字釜ノ平1	1966	木造	439.91
教育委員会	学校教育系施設	旧野牛小学校(校舎)	野牛字小河原18	1958	木造	506.00
教育委員会	学校教育系施設	旧野牛小学校(体育館)	野牛字小河原18	1968	木造	247.90
教育委員会	学校教育系施設	旧岩屋小学校(体育館)	岩屋字小沢平1-15	1983	RC造	556.66
教育委員会	学校教育系施設	旧岩屋小学校(教具庫)	岩屋字小沢平1-15	1993	木造	23.19
教育委員会	学校教育系施設	旧尻屋小学校(校舎)	尻屋字念仏間37-1	1999	木造	1,983.00
教育委員会	学校教育系施設	旧尻屋小学校(体育館)	尻屋字念仏間37-1	1999	木造	1,151.00
教育委員会	学校教育系施設	旧尻労小学校(校舎)	尻労字高倉38	1977	RC造	1,262.62
教育委員会	学校教育系施設	旧尻労小学校(体育館)	尻労字高倉38	1979	RC造	476.92

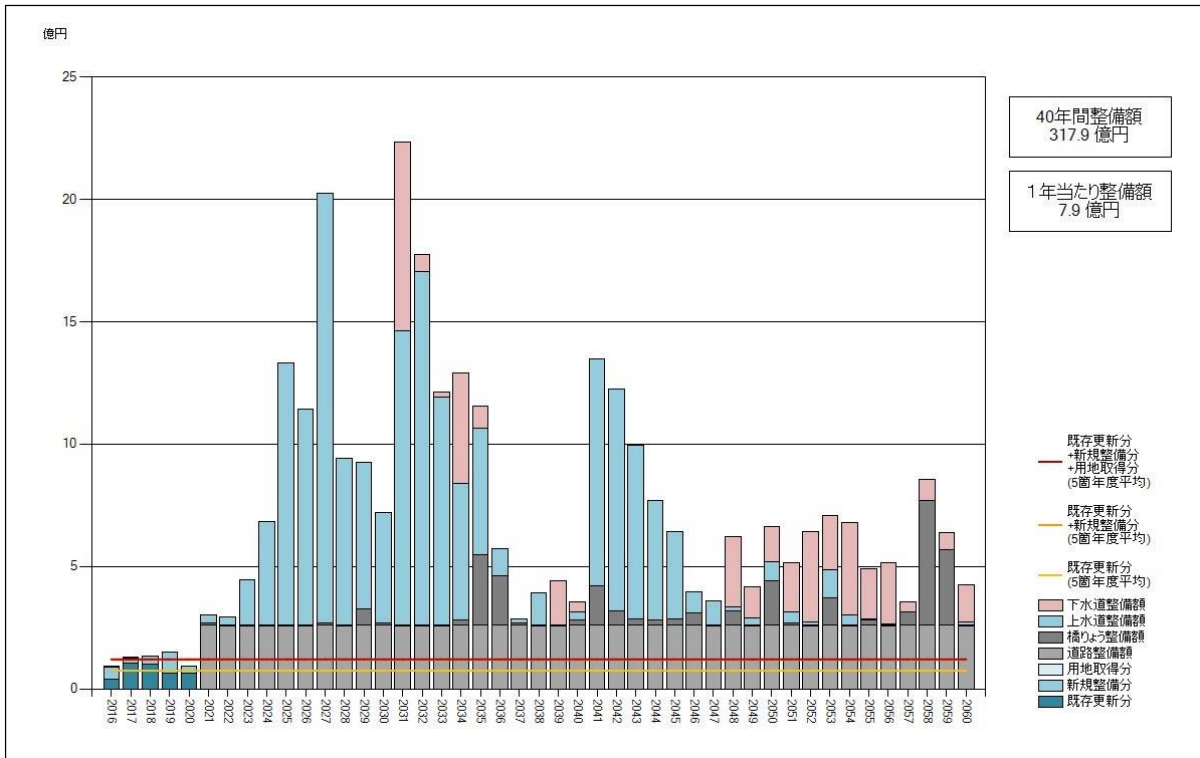
＜試算対象外施設一覧表＞

所管課	大分類	建物名	所在地	建築年度	構造	延床面積 (㎡)
教育委員会	学校教育系施設	旧田代小学校(校舎)	猿ヶ森字長橋山1、2	1950	木造	464.78
教育委員会	学校教育系施設	旧田代小学校(体育館)	猿ヶ森字長橋山1、2	1970	木造	233.28
教育委員会	学校教育系施設	旧砂子又小学校(校舎)	砂子又字高松20	1951	木造	757.37
教育委員会	学校教育系施設	旧砂子又小学校(体育館)	砂子又字高松20	1951	木造	214.00
教育委員会	学校教育系施設	旧小田野沢小中学校(校舎)	小田野沢字南通2-2	1975	RC造	1,161.35
教育委員会	学校教育系施設	旧小田野沢小中学校(体育館)	小田野沢字南通2-2	1980	SRC造	736.73
教育委員会	学校教育系施設	旧南部中学校(校舎)	白糠字赤平1	1977	RC造	1,264.00
教育委員会	学校教育系施設	旧北部中学校(校舎)	蒲野沢字外畑97-7	1981	SRC造	4,664.35
教育委員会	学校教育系施設	旧北部中学校(柔剣道場)	蒲野沢字外畑97-7	1980	S造	648.25
教育委員会	学校教育系施設	旧北部中学校(体育館)	蒲野沢字外畑97-7	1985	RC造	1,148.03
教育委員会	学校教育系施設	東通村学校給食センター	砂子又字沢内9-4	2002	S造	832.92
教育委員会	学校教育系施設	旧南地区学校給食センター	小田野沢字南通2-2	1976	S造	832.92
教育委員会	子育て支援施設	旧小田野沢保育所	小田野沢字畑浦43-1	1983	RC造	435.00
教育委員会	子育て支援施設	旧尻屋幼稚園	尻屋字念仏間37-1	1992	木造	325.00
教育委員会	子育て支援施設	旧岩屋児童館	岩屋字往来	1969	木造	223.56
教育委員会	子育て支援施設	旧尻屋幼稚園	尻屋字天神林2-3、4	1997	SRC造	392.00
教育委員会	子育て支援施設	旧蒲野沢児童館	蒲野沢字村中25	1969	S造	201.69
教育委員会	子育て支援施設	旧砂子又幼稚園	砂子又字蒲谷地	1981	木造	186.32
教育委員会	子育て支援施設	旧老部児童館	白糠字前田44	1968	S造	228.10
教育委員会	その他	旧大利小中学校教員住宅①	大利字浜道7	1944	木造	76.00
教育委員会	その他	旧大利小中学校教員住宅③	大利字浜道100	1974	木造	58.00
教育委員会	その他	旧大利小中学校教員住宅④	大利字浜道100	1974	木造	58.00
教育委員会	その他	旧石持小中学校教員住宅①	蒲野沢字千鳥道41-3	1951	木造	70.00
教育委員会	その他	旧石持小中学校教員住宅④	蒲野沢字石持1-40	1967	木造	41.40
教育委員会	その他	旧石持小中学校教員住宅⑤	蒲野沢字石持1-40	1967	木造	41.40
教育委員会	その他	旧石持小中学校教員住宅⑥	蒲野沢字石持1-40	1969	木造	41.40
教育委員会	その他	旧鹿橋小中学校教員住宅⑤	蒲野沢字小川42	1970	木造	83.50
教育委員会	その他	旧蒲野沢小中学校教員住宅①	蒲野沢山2-28	1962	木造	70.40
教育委員会	その他	旧蒲野沢小中学校教員住宅④	蒲野沢山2-37	1976	木造	65.40
教育委員会	その他	旧蒲野沢小中学校教員住宅⑤	蒲野沢山2-37	1979	木造	68.73
教育委員会	その他	旧野牛小学校教員住宅①	野牛字小河原18	1957	木造	74.50
教育委員会	その他	旧叢部小学校教員住宅⑦	岩屋字田畑57	1979	木造	68.73
教育委員会	その他	旧岩屋小学校教員住宅①	岩屋明神平1	1979	木造	68.73
教育委員会	その他	旧岩屋小学校教員住宅②	岩屋明神平2-4	1976	木造	65.40
教育委員会	その他	旧岩屋小学校教員住宅③	岩屋明神平2-4	1977	木造	65.40
教育委員会	その他	旧岩屋小学校教員住宅④	岩屋明神平1-1	1979	木造	68.73
教育委員会	その他	旧尻屋小学校教員住宅①	尻屋字石倉38-24	1994	木造	75.00
教育委員会	その他	旧尻屋小学校教員住宅②	尻屋字石倉38-24	1978	木造	68.70
教育委員会	その他	旧尻屋小学校教員住宅③	尻屋字石倉38-20	1974	木造	57.90
教育委員会	その他	旧尻屋小学校教員住宅④	尻屋字石倉38-20	1974	木造	57.90
教育委員会	その他	旧田代小学校教員住宅①	猿ヶ森字長橋山1-49	1977	木造	65.40
教育委員会	その他	旧田代小学校教員住宅②	猿ヶ森字長橋山1-60	1972	木造	46.37
教育委員会	その他	旧砂子又小学校教員住宅④	砂子又字蒲谷地	1967	木造	41.00
教育委員会	その他	旧砂子又小学校教員住宅⑤	砂子又字蒲谷地	1978	木造	65.52
教育委員会	その他	旧小田野沢小中学校教員住宅④	小田野沢字南通55-15	1975	木造	69.66
教育委員会	その他	旧白糠小学校教員住宅④	白糠字前田44-163	1976	木造	65.00
教育委員会	その他	旧白糠小学校教員住宅⑤	白糠字前田44-163	1978	木造	69.00
教育委員会	その他	旧白糠小学校教員住宅⑥	白糠字前田44-163	1978	木造	69.00
教育委員会	その他	旧白糠小学校教員住宅⑦	白糠字前田44-163	1980	木造	69.00
教育委員会	その他	旧南部中学校教員住宅③	白糠字赤平744	1978	木造	69.00
教育委員会	その他	旧南部中学校教員住宅⑥	白糠字前田44-163	1976	木造	75.40
教育委員会	その他	旧南部中学校教員住宅⑦	白糠字前田44-163	1976	木造	65.40
教育委員会	その他	旧南部中学校教員住宅⑧	白糠字前田44-163	1980	木造	68.73
教育委員会	その他	旧老部小学校教員住宅④	白糠字前田44-185	1966	木造	40.00
教育委員会	その他	旧老部小学校教員住宅⑧	白糠字前田44-155	1977	木造	65.40
教育委員会	その他	旧老部小学校教員住宅⑨	白糠字前田44-163	1981	木造	68.73
合計		117 棟				40,287.78

【インフラ資産】

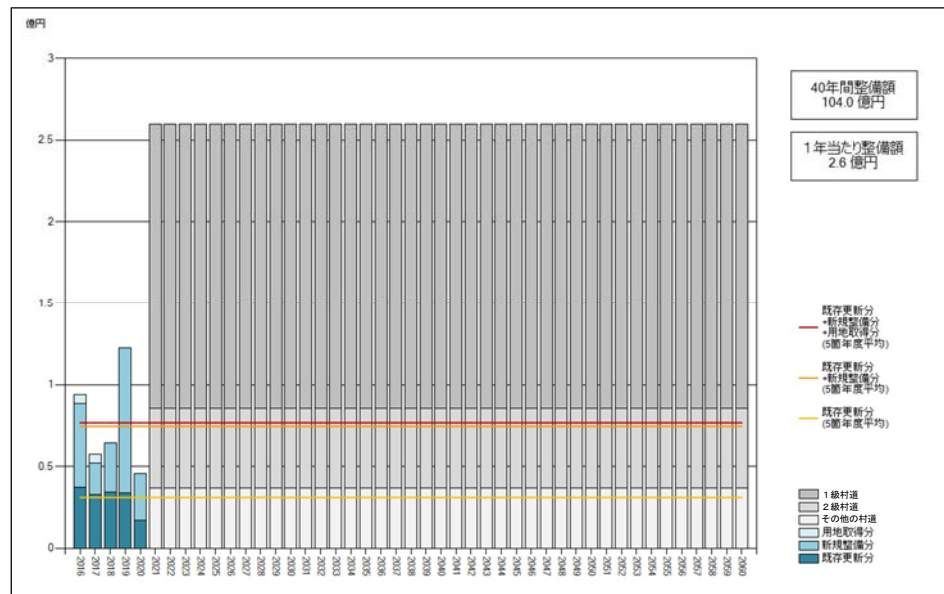
公共施設（建築物）と同様に、現状のインフラ資産の今後の維持管理や更新にかかる費用について、更新費用試算ソフトを用いて推計した結果、今後40年間に渡る更新費用は「317.9億円」、1年当たりの更新費用は「7.9億円」となります。（条件等は「1-1参考資料」を参照）

＜将来の更新費用の推計（インフラ資産）＞



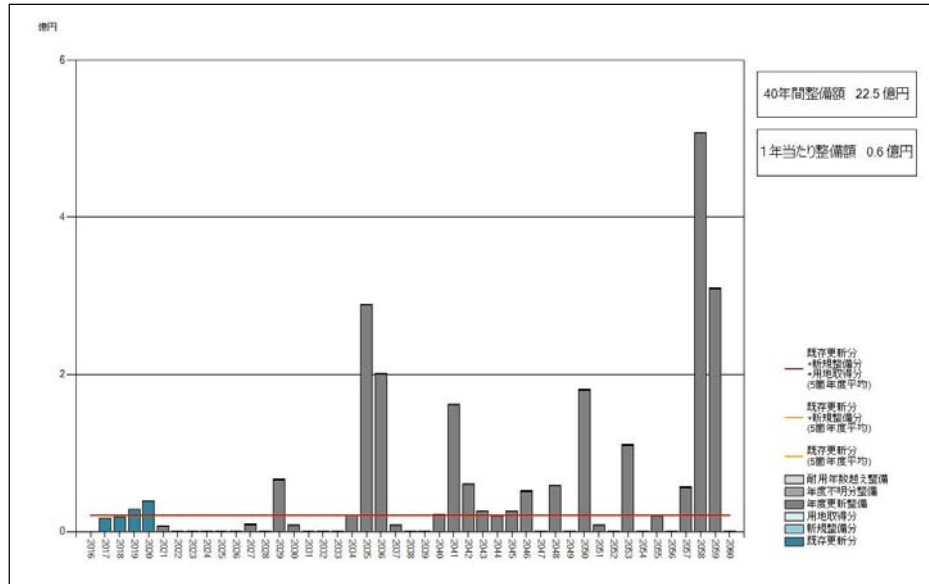
＜道路＞

分類別面積による
将来の更新費用の推計



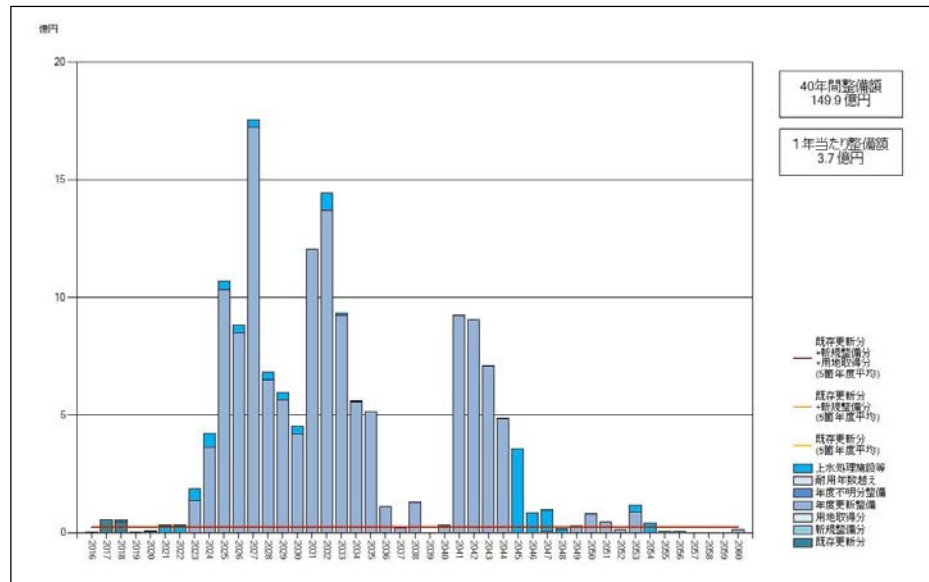
<橋梁>

構造別面積による
将来の更新費用の推計



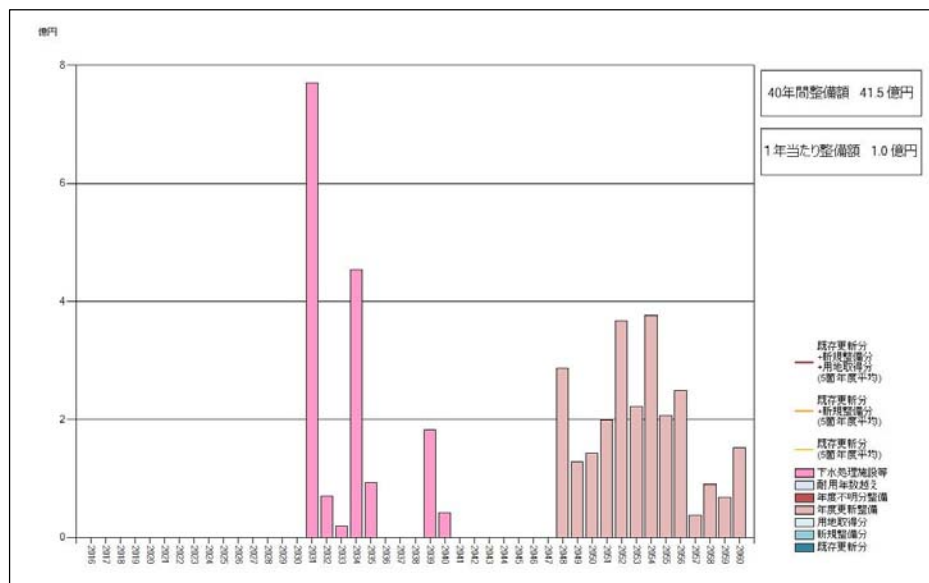
<上水道>

管径別年度別延長による
将来の更新費用の推計



<下水道>

管径別年度別延長による
将来の更新費用の推計



7.2 公共施設等全体の更新費用

前項で算出した更新費用を合計した結果、今後40年間の公共施設等の更新費用全体は「682.0億円」、1年当たりの更新費用は「17.0億円」と推計されます。

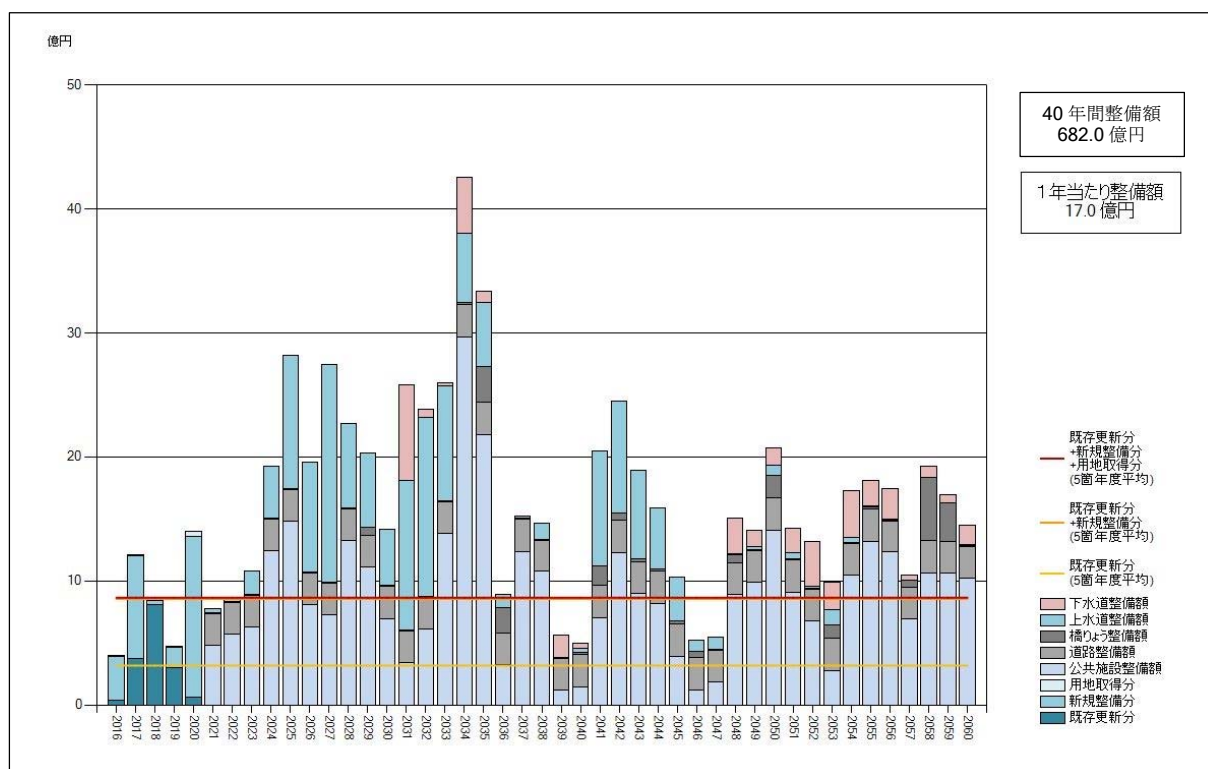
直近5年平均における既存施設の更新や新規整備に係る投資的経費は「8.5億円」であり、今後もその額を維持するものとして比較すると、年当たり「8.5億円」の不足となることから、従来の歳出水準では更新費用を賄えない結果となります。

＜公共施設等の更新費用と投資的経費の比較＞

(億円)

区分	今後40年間 更新費用推計 a	1年あたり 更新費用推計 b=a÷40	直近5年平均 既存更新・新規整備 投資的経費 (用地取得費除く) c	年当たり 不足金額 b-c
公共施設	364.1	9.1	7.4	1.7
インフラ資産	317.9	7.9	1.1	6.8
(道路)	104.0	2.6	0.7	1.9
(橋梁)	22.5	0.6	0.2	0.4
(上水道)	149.9	3.7	0.2	3.5
(下水道)	41.5	1.0	0.0	1.0
計	682.0	17.0	8.5	8.5

＜将来の更新費用の推計（公共施設およびインフラ資産）＞



7.3 長寿命化対策による公共施設等の更新費用の推計

事後対応型から予防保全型への維持管理による施設の長寿命化対策を記載した既存の「個別施設計画」のうち、村営住宅と学校施設及びその他の公共施設の3つの計画について、長寿命化対策後の各更新費用推計額を合計すると、40年間の更新費用は「299.5億円」、1年あたりの更新費用は「7.5億円」となります。

更新費用試算ソフトによる初期設定値等の条件を使用する従来推計の方法で、7.1に示した公共施設の更新費用試算額と比べ、40年間で概ね「64.6億円」、1年あたりで「1.6億円」の縮減効果が見込まれます。

＜従来推計と長寿命化後の公共施設の更新費用比較＞ (億円)

区分	費用推計期間	40年間更新費用推計	1年あたり更新費用推計
従来推計	2021～2060	364.1	9.1
個別 施設 計画	学校※2	2021～2050	71.0
	村営住宅※2	2020～2049	9.5
	建設系公共施設	2020～2059	219.0
	合計		299.5
長寿命化による縮減額※1		64.6	1.6

※1：計画策定年度が異なるため、厳密には施設数と更新費用は異なるが、各計画書に記載される長寿命化後の金額の単純比較とする。

※2：学校と村営住宅の個別施設計画の費用推計期間は30年間であることから、1年あたりの更新費用推計を算出し、40年間の更新費用を計上した。

8 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

8.1 全庁的な取組体制の構築および情報管理と共有方策

従来の公共施設等の管理運営は、所管課ごとの判断に基づいて行われてきましたが、今後は大規模改修や更新を実施する優先度、施設の複合化や転用の可能性など、村全体としての最適化を視点に判断することが求められます。

そのため公共施設等のマネジメントの推進に向けては、村が所有する全ての公共施設等の老朽化の状況や利用状況等の情報を一元的に管理し、更新・統廃合・廃止および長寿命化等について全庁的に取組むため、既存の庁内会議を活用しながら組織体制を明確にし、責任や役割、必要な意思決定を確実に実行できる庁内横断的な仕組みを構築します。

8.2 現状や課題に関する基本認識

国勢調査や将来人口推計の結果から、少子化による児童生徒数減少、高齢化による保健・福祉施設の需要増、人口減少による公共施設利用者の減少などの課題が挙げられます。

本村における各種計画の推進と並行して、人口の動向が要因となって直接的に影響を受ける学校系や医療、福祉系施設においては、配置や規模の最適化を図る必要があります。

また、人口減少と高齢化による過疎化に伴う限界集落対策として、コミュニティ維持や防災機能、医療の確保など、生活と関わる公共施設の在り方についての検討が必要です。

財政面においては、自主財源である地方税の減収、地方交付税など依存財源の増加、義務的経費の増加不安など、財源に乏しく極めて厳しい環境が今後も続くと予想され、引き続き財政の健全化に取り組んでいくことが必要です。職員の行政能力や意識の向上と人員配置の最適化、民間活力の導入による費用の削減等のほか、前述の公共施設等の更新費用推計から、現状規模を維持することは困難な状況であり、投資的経費は優先度や効果の高い事業への財源の配分など、限られた予算の効率的な活用が必要となります。

8.3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

公共施設等の管理にあたっては、既存の各施設計画と各所管課における保全の考え方との整合性を保ちながら、公共施設やインフラ資産全体の共有すべき考え方を整理していく必要があります。本村の現状や課題を勘案すると、今後の公共施設等のあり方として、

「将来を見越す」

「大切に賢く使う」

「みんなで支える」

この三つの視点を柱として、財政状況を見極めながら「現状維持」、「更新（建替え）」、「統廃合」、「複合化」、「廃止」等、建物の配置の最適化をバランスよく推進します。

8.3.1 点検・診断等の実施方針

定期点検や診断を、継続して適切に実施するとともに、危険箇所等の情報の共有を図りながら、緊急を要するものについては迅速に対処します。また実施結果については、計画策定のみで使用せず、公共施設等の状況把握のため、履歴を蓄積し庁内で共有するものとします。

8.3.2 維持管理・更新等の実施方針

定期点検や診断の結果に基づき、効率的な修繕や改修・更新計画の立案など、迅速かつ適正な維持管理に努めます。耐用年数を迎える施設の更新にあたっては、単に同規模で更新するのではなく、利用者見込みによる最適な規模への増減や、社会情勢の変化に応じた機能の付加等を検討します。また、維持管理や更新の内容等については、履歴を蓄積し庁内で共有するものとします。

8.3.3 安全確保の実施方針

危険性が高いと認められる公共施設等は、迅速かつ適切に利用停止や改修等の措置を講じ、住民ならびに施設等の利用者の安全を確保します。

8.3.4 耐震化の実施方針

利用者の多い施設や防災上の避難所（避難施設）など、施設の特性を考慮しながら、優先順位の高い施設から計画的に耐震化を進めます。村全体の防災力を高め、地震やそれに伴う災害に耐えうる安全・安心な公共施設の維持を目的として、耐震診断の結果および耐震補強の実施状況を精査し、新耐震基準への更新も含め適正に対応します。

8.3.5 長寿命化の実施方針

国が示す「事後対応型」から「予防保全型」の維持管理の観点に立ち、ライフサイクルコストの縮減や、公共施設等の維持管理に係る予算の平準化を図ります。本計画に基づく、施設ごとに対策内容や実施時期など具体の対応方針を定める「個別施設計画」の策定に努め、計画的な社会インフラの維持管理に取り組みます。

8.3.6 ユニバーサルデザイン化の推進方針

公共施設等の改修や更新等にあたっては、国の「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）を踏まえ、障がいの有無に関係なく、災害時でも誰もが安全に容易に使えるユニバーサルデザイン化を図ります。

8.3.7 統合や廃止の推進方針

公共施設等の統合や廃止については、社会情勢の変化や公共施設等の利用状況を踏まえ、公共施設等の規模や配置の最適化や異なる機能を持つ施設の複合化や類似施設の統合化など、必要な住民サービスの確保にも配慮しながら検討します。

老朽化等により廃止した施設や、今後も利用見込みのない施設については、周辺的环境や治

安に対して悪影響を及ぼす懸念があるため、優先順位を定めて計画的に除却を進めます。

特に、廃止を決定している施設については、財政状況を見極めながら計画的に除却します。但し、耐用年数が残存する施設は単に除却するのではなく、集約化・複合化や転用、民間への賃貸借など、改修（修繕）による再利用を検討のうえ、除却を適正に実施します。

8.3.8 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設等の管理を推進するにあたっては、職員一人ひとりが、従来の所管課ごとの管理から庁内横断的な管理への意識と経営的視点を持ち、公共施設等全体の最適化を目指す取組が必要です。そのため、総合管理に必要な研修を受講するなど意識の醸成を図り、全職員による一体的な体制の構築を図ります。

9 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型ごとの管理については、その特性を踏まえ、かつ村の事情等を鑑み、基本的な方針を定めます。方針は前項の「総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」に沿うとともに、本計画に基づき策定する「個別施設計画」の指針とします。

なお、すでに長寿命化計画等を策定している以下の公共施設やインフラ資産の「個別施設計画」は、本計画の方針に沿い、必要に応じて見直しを行うこととします。

<策定済みの個別施設計画>

施設類型	計画名	策定年月	計画期間
公営住宅	東通村営住宅等長寿命化計画	令和2年3月	令和2年度～令和11年度
建設系公共施設	東通村公共施設個別計画	令和3年3月	令和2年度～令和8年度
学校施設	東通村立東通小学校等長寿命化基本計画	令和2年3月	令和3年度～令和12年度
学校施設等	東通村廃校舎等解体事業計画	令和3年5月	令和3年度～令和12年度
橋 梁	東通村橋梁長寿命化修繕計画	平成28年3月	平成29年度～令和8年度
下水道	東通村下水道ストックマネジメント計画	令和元年12月	令和元年度～令和5年度
下水道	漁業集落環境整備事業計画	令和2年3月	令和2年度～令和6年度
下水道	漁村インフラ計画	令和3年10月	令和3年度～令和6年度

9.1 住民文化系施設

住民文化系施設は、猿ヶ森農民研修所などの集会施設16棟と、民具収納庫の文化施設2棟の、全18棟を保有しています。

各地域の活動の拠点として、また、地震や災害における防災拠点（避難所）の役割も担っていることから、計画的な修繕や長寿命化、更新（建替え）等を行います。

一方で、人口減少の動向を見極め、利用実態を把握して、施設の複合化など配置の最適化を的確に推進します。

9.2 スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ・レクリエーション系施設は、スポーツ施設として「東通村体育館」、観光施設として「野牛川レストハウス」と「尻屋崎公園ビジターセンター」の全3棟を保有しています。

「東通村体育館」は、地震や災害における防災拠点（避難場所）でもあることから、定期的に点検を実施し、損傷箇所等の早期発見に努め、計画的な修繕・改修を行います。

「野牛川レストハウス」や「尻屋崎公園ビジターセンター」も、村にとって重要な観光資源であることから、利用客の動向を総合的に判断しながら、維持管理および最適化を推進します。

9.3 産業系施設

産業系施設は、第一次産業に係る施設として、77 棟を保有しています。

「繁殖センター」など 44 棟は、築 30 年以上経過していますが、多くは更新費用試算対象外の施設であり、そのうち「村営第 1 牧場」、「旧あわび中間育成施設」、「旧東通村製氷貯氷施設」は「東通村廃校舎等解体事業計画」に基づく計画的な解体除却を推進します。その他の施設は、施設特性、必要性、利用状況等を踏まえ、大規模改修、更新（建替え）、統廃合の検討を実施して的確に対応します。

9.4 学校教育系施設

学校教育系施設は、各地域に点在していた学校を砂子又地区に統合し、東通村小学校 1 校、東通村中学校 1 校、東通村学校給食センターの 3 施設 8 棟のほか、閉校となった旧小中学校等 15 施設 31 棟を保有しています。

砂子又地区の小学校と中学校は、村唯一の学校施設であることに加え、地震や災害等の避難場所にも指定しており、教育上も防災上も重要な拠点であることから、現在の配置を最適として維持します。また、「東通村立東通小学校等長寿命化基本計画」に基づき、安全・安心の観点から定期的な点検による損傷箇所等の早期発見に努め、村の中核的な施設として、修繕や長寿命化を的確に実施します。

閉校した旧小中学校については、老朽化が進行した施設が多く、「東通村廃校舎等解体事業計画」に基づく計画的な解体除却を推進します。ただし、耐用年数が残存するなどで使用できる施設は、村施設への転用や民間事業者等による利活用を検討するとともに、避難所機能を有する施設についても適切な維持管理を実施します。

9.5 子育て支援施設

子育て支援施設は、小中学校と同様に砂子又地区に統合された「乳幼児センター」の 1 施設 3 棟のほか、閉鎖した児童館等 7 施設 7 棟を保有しています。

「乳幼児センター」は村唯一の子育て支援施設であるため、当面は現状維持とし、少子化の動向によっては、ほかの施設との複合化を検討します。また、「東通村立東通小学校等長寿命化基本計画」に基づき、安全・安心の観点から定期的な点検による損傷箇所等の早期発見に努め、計画的な修繕や長寿命化を的確に実施します。

閉鎖した児童館等については、「東通村廃校舎等解体事業計画」に基づく計画的な解体除却を推進します。ただし、耐用年数が残存するなどで使用できる施設は、村施設への転用や民間事業者等による利活用を検討するとともに、適切な維持管理を実施します。

9.6 保健・福祉施設

保健・福祉施設は、「東通村保健福祉センター」と「東通村介護老人保健施設」の 2 施設 2 棟を保有しています。保健と高齢福祉分野のそれぞれ唯一の施設であることから、当面は現在の配置を妥当として維持します。

ただし高齢福祉施設においては、すでに超高齢社会となっている本村の現状を踏まえ、スクールバスネットワークの活用や施設の増設も含め、配置の最適化を計画的に進めます。

9.7 医療施設

医療施設は、「東通村診療所」と「白糠診療所」のほか、閉鎖した「旧岩屋診療所」と「旧尻労診療所」の4棟を保有しています。

地域住民にとって重要な村内の医療施設は、現状の配置が最適として当面維持しますが、「白糠診療所」は、構造が木造で築後50年近く経っていることから、地震や災害時の非常事態において、医療従事者や施設利用者の安全確保と医療の機能が停止することのないように、修繕・更新（建替え）等の検討を実施します。

閉鎖した診療所については、「東通村廃校舎等解体事業計画」に基づく計画的な解体除却を推進します。

9.8 行政系施設

行政系施設は、役場庁舎や役場関連施設、消防関連施設など9施設12棟を保有しています。村の中核施設や避難場所に指定する施設も多く、現状の配置を最適として当面維持しますが、人口の減少や過疎化の進行によっては、施設の統合や複合化を図ります。

なお、旧耐震基準の「第4分団団員詰所」は、構造が木造でかつ築40年以上経過していることから、更新（建替え）や修繕等の検討を行います。

9.9 公営住宅

公営住宅は、「村営住宅ひとみの里団地A棟およびB棟」「民間活用住宅グリーンパレス瞳」「ブレインマンション瞳」の7棟を保有しています。人口流出の歯止めや流入の促進の観点から、現在の配置を最適として当面維持します。

また、「東通村営住宅等長寿命化計画」に基づき、村民の意識や村内の住宅事情を見極めながら、住宅環境の整備に努めます。

9.10 供給処理施設

供給処理施設は、塵芥処理場関係で5棟保有していますが、目的（役目）を終えた時点で更新（建替え）しないこととします。

なお、鉄骨造の「テントハウス」は、役目を終えた時点で耐用年数が残存している場合、単に除却するのではなく、修繕による再利用を検討します。

9.11 その他施設

その他に分類する施設は、斎場、医師住宅関連、公衆トイレ、旧教員住宅など、51施設56棟を保有しています。

旧教員住宅以外は、築30年未満の施設がほとんどであり、今後はこれらの施設の必要性、利用状況等を踏まえ、大規模改修、更新（建替え）、統廃合の検討を実施して的確に対応します。

旧教員住宅については、老朽化が進行した施設が多く、旧小中学校と共に「東通村廃校舎等解体事業計画」に基づく計画的な解体除却を推進します。

9.12 道路、橋梁

道路については、「村道舗装長寿命化計画」を策定して、「事後的な修繕」から「予防的な修繕」へと円滑な転換を図り、計画的な改修等を進め、維持更新コストの縮減と利用者の安全確保に努めます。広域交通ネットワークの利便性の向上や、快適な生活環境の提供および災害時の避難経路を確保するため、国・県道や生活道路の整備を計画的に推進します。

なお、人口の減少や過疎化の進行、集落消滅の危機にあっては、コンパクトシティ形成に向けた集団移転の促進や道路の在り方の検討など、抜本的な対策を検討します。

橋梁については、「東通村橋梁長寿命化修繕計画」の方針に基づき、道路と同様に、「対症療法的」な対応ではなく、「予防保全的」な更新・改修・長寿命化を計画的に推進して、利用者の安全確保を図ります。

9.13 上水道、下水道

上水道や下水道は、住民生活や社会経済活動に不可欠の重要なライフラインであるため、地震や災害等の非常事態において機能が停止しないこと、または被災した場合でも速やかに復旧できる体制の確保が必要です。

上水道については、「6.3.2 インフラ資産」で示した通り、耐用年数 40 年とした場合、あと数年で管路の更新時期が始まることから、老朽化対策や耐震対策等を計画的に進めるとともに、利用者のニーズの多様化・高度化に適合する上水道の最適化を推進します。

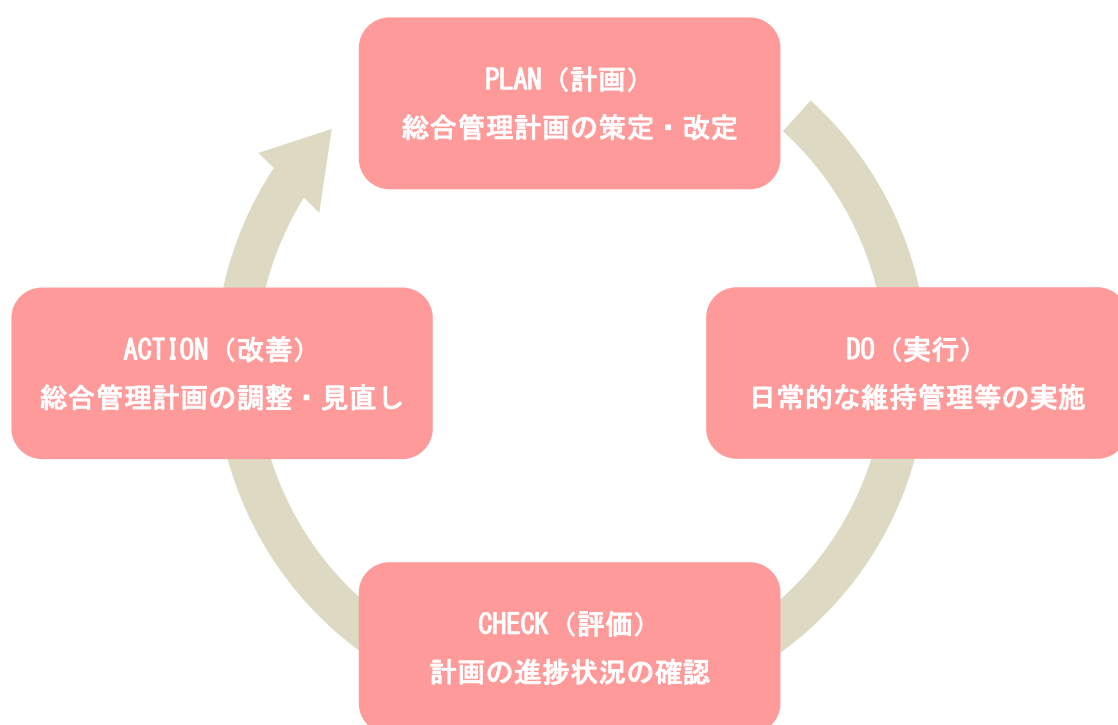
なお、20 数か所の集落が広範囲に点在する環境から、上水道の整備も広範囲となっており、今後、多額の更新費用が必要となることに備え、人口減少や過疎化の状況を見極め、道路と同様に抜本的な対策を検討します。

下水道については「6.3.2 インフラ資産」で示した通り、耐用年数 50 年とした場合、管路の更新は当分先となりますが、「下水道ストックマネジメント計画」を策定し長寿命化対策や耐震対策等を計画的に進めます。また、下水道の新規整備については、将来の人口動向や費用対効果を見極め的確に対応します。

10 計画の推進に向けて

10.1 PDCAサイクルの推進方針

全庁横断的な仕組みを構築しても、検討や判断の材料となる適切な情報が提供されなければ、効果的で最適な方策はとれません。公共施設等の維持管理への対応は、今後長期にわたる取組になるため、本計画ではPDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを活用し、定期的な進捗管理や基本方針の見直しを実施します。



10.2 情報発信

本計画の推進にあたっては、住民の理解や協力が不可欠であることから、本計画の進捗状況等を村のホームページ等で公開し共有することとし、議会をはじめ、広く地域住民から意見を聴取しながら、さらなる公共施設等の適切なマネジメントに取り組みます。

1.1 参考資料（更新費用算出に係る試算ソフトの主な仕様）

総務省の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき、更新費用の試算は総務省のホームページに公開している「**公共施設等更新費用試算ソフト**」を活用しています。このソフトは、精度よりも、簡便に、迅速に、おおまかな総額の把握を優先するため、「**初期設定値**」を定めています。

11.1 公共施設の単価

建替えまでの年数は一般的な60年とするものの、建築物の種類により構造等が異なることから、できる限り現実に即したものとするために、既に更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価等を基に、用途（大分類）別に4段階の単価を設定しています。

設定条件

区分	建替え（更新）	大規模改修
実施年数（建設からの年数）	60年	30年
建替え・改修期間	3年	2年
積み残し割り当て年数 ・すでに実施年数を経過した場合、その費用を均等配分する年数 ・築50年以上の施設は建替え時期が近く大規模改修は実施しない	10年	10年

更新（建替え）および大規模改修の単価

用途別（大分類）	更新（建替え）	大規模改修
住民文化系施設、社会教育系施設、産業系施設、医療施設、行政系施設	40万円/㎡	25万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設、保健・福祉施設、供給処理施設、その他、（※上下水道施設）	36万円/㎡	20万円/㎡
学校教育系施設、子育て支援施設、公園	33万円/㎡	17万円/㎡
公営住宅	28万円/㎡	17万円/㎡

※「上下水道施設」の更新費用は、「供給処理施設の単価」を使用して、プラント費用と同様にインフラの更新費用に計上されます。

11.2 道路の単価

舗装部分の更新（打換え）費用を算出します。「道路統計年報 2009」を活用して、市町村の平均値を採用しています。道路部の総面積を、耐用年数（初期設定値 15 年）で割ったものを、1 年間の舗装部分の更新量と仮定します。（舗装耐用年数 10 年と舗装の一般的な供用寿命 12～20 年を踏まえ、初期設定値は 15 年としている）

道路舗装部分の更新（打換え）単価

種別	耐用年数	更新単価
道路	15 年	4,700 円/㎡
自転車歩行者道	15 年	2,700 円/㎡

11.3 橋梁の単価

道路橋年報（平成 19・20 年度版）に示された工事実績の、実績ベースで設定しています。（構造別年度別面積の更新単価は、計算根拠の平均値）

橋梁の更新単価

種別	耐用年数	更新単価（㎡当たり）		計算根拠（㎡当たり）		備考
		総面積のみ	構造別年度別面積	橋長 15m未満	橋長 15m以上	
RC 橋、PC 橋 石橋、木橋	60 年	448 千円	413 千円	400 千円	425 千円	PC 橋に更新
鋼橋	60 年		500 千円		500 千円	鋼橋に更新

11.4 上水道の単価

敷設替えのm当たり単価は、下水道と同等とし、流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（H20.9）に示された管路の費用関数により設定しています。上水道の「施設」の更新費用は、公共施設大分類の「供給処理施設」の単価を使用して、プラント部分の更新費用と同様、インフラ（上水道）の更新費用に含まれます。

上水道の更新（敷設替え）単価

導水管、送水管		配水管	
管径	更新単価	管径	更新単価
300 mm未満	100 千円/m	50 mm以下	97 千円/m
・耐用年数は、すべて 40 年とする ・管径は、東通村に該当するものを抜粋		75 mm以下	
		100 mm以下	
		150 mm以下	
		200 mm以下	100 千円/m
		250 mm以下	103 千円/m
		300 mm以下	106 千円/m
		350 mm以下	111 千円/m

11.5 下水道の単価

敷設替えのm当たり単価として、流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（H20.9）に示された管路の費用関数により設定しています。（更新単価表は、管種別と管径別の二種類）

下水道の敷設替え単価（管種別）

管種	耐用年数	更新単価 延長のみ	更新単価 管種別年度別延長	備考
コンクリート管	50年	124千円/m	124千円/m	更生工法を前提
陶管				
塩ビ管				
更生管			134千円/m	敷設替えを前提
その他			124千円/m	更生工法を前提

下水道の敷設替え単価（管径別）

管径	耐用年数	更新単価	備考
250 mm以下	50年	61千円/m	更生工法を前提
251～500 mm		116千円/m	
501～1000 mm		295千円/m	
1001～2000 mm		749千円/m	
2001～3000 mm		1,690千円/m	
3001 mm以上		2,347千円/m	

下水道の「施設」の更新費用は、公共施設大分類の「供給処理施設」の単価を使用して、プラント部分の更新費用と同様、インフラ（下水道）の更新費用に含まれます。

11.6 更新費用試算除外の扱い

更新（建替え）しない予定の公共施設は、試算から除外しています。また、大規模改修済みの施設や更新時期が間近の公共施設は、初回大規模改修費のみを試算から除外しています。

東通村公共施設等総合管理計画

発行 令和 4 年 3 月

編集 東通村総務課

〒039-4292 青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内 5 番地 34

TEL : 0175-27-2111 (代表)

FAX : 0175-27-2130

URL : <http://www.vill.higashidoori.lg.jp>